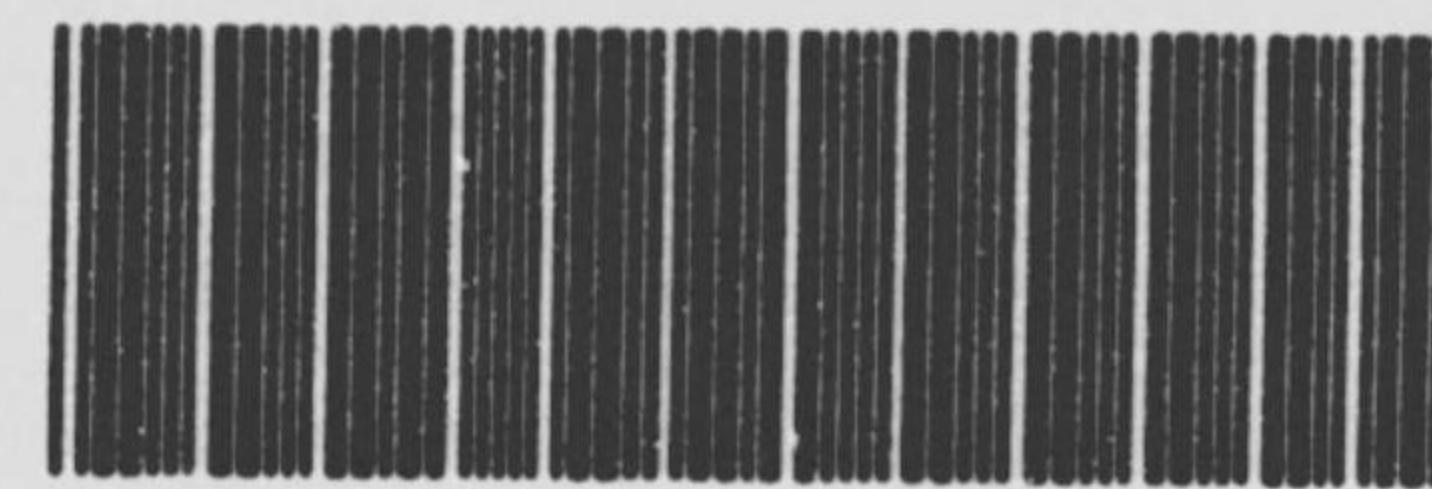


労働法規実務必携

労働組合法・労働関係調整
法・労働基準法・職業安



0037760000

0037760-000

328.366-Sa594r

労働法規実務必携

産業労働調査所・編

通文閣

1948

AGF

3
S

勞働省鑑修

産業勞働調査所編

勞働法規實務必携

勞働組合法・勞働關係調整
附録・勞働基準法・職業安

勞働省 鑑修

勞働法規實務必携

産業勞働調査所編

1089



5090

勞働法規實務必携 目次

勞働組合法關係

- 勞働組合法、同施行令……………七
- 勞働組合法施行事務處理規程……………三
- 勞働組合ノ資格等ニ關スル件通牒……………四
- 勞働組合の資格等に就て……………四
- 勞働組合法解釋例規に關する件通牒……………四
- 勞働組合法解釋例規第一號……………四
- 勞働組合法解釋例規について……………四
- 勞働組合法解釋例規第二號……………四
- 勞働組合法解釋例規第三號……………五
- 勞働組合法解釋例規第四號……………六
- 勞働關係調整法關係……………六

労働関係調整法、同施行令……………六九

労働関係調整法の施行について……………八二

労働関係調整法解釋例規について……………九一

労働関係調整法解釋例規第一號……………九二

勞政事務關係

労働省訓令第一號……………一〇五

健全な労働組合……………一〇六

労働情勢報告例規……………一〇九

地方労働委員會活動狀況報告について……………一二八

労働に關する團體の役員えの就職禁止に關する件……………一三八

労働委員會關係

中央労働委員會運營規程……………一四九

地方労働委員會運營規程準則……………一五二

労働委員會の委員選出方法例について……………一五三

労働委員會の委員選出方法例……………一五四

中央労働委員會労働者代表委員の推薦母體の組合員數決定基準……………一六一

附 錄

ポツダム米・英・中三國宣言……………一六五

日本の労働組合に關する原則……………一六七

マツカーサー元帥の見解……………一七〇

労働基準法……………一七一

職業安定法……………二〇〇

失業手當法……………二二五

失業保險法……………二三三

勞
働
組
合
法
關
係

労働組合法、同施行令

法 (改正昭和三〇、一一、二二法律第五十一號)
改正昭和三三、四、九、二七法律第百二十五號
改正昭和三三、四、五法律第四十九號

第一章 總 則

第一條 本法ハ團結權ノ保障及團體交渉權ノ保護助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ圖リ經濟ノ興隆ニ寄與スルコトヲ目的トス
刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ團體交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正當ナルモノニ付適用アルモノトス

(參照條文)
刑法第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニヨリ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

第二條 本法ニ於テ労働組合トハ労働者ガ主體ト爲リテ自主的ニ労働條件ノ維持改善其ノ他經濟的地位ノ向上ヲ圖ルコトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハソノ聯合團體ヲ謂フ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

令 (改正昭和三一、二、二六勅令第百八十八號)
改正昭和三三、八、四、三一七勅令第百八十八號

一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ参加ヲ許スモ

二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三 共済事業其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモノ

四 主トシテ政治運動ヲ目的トスルモノ

第三條 本法ニ於テ労働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ賃金、給料其ノ他之ニ準ズル収入ニヨリ生活スル者ヲ謂フ

第四條 警察官吏、消防職員及監獄ニ於テ勤務スル者ハ労働組合ヲ結成シ又ハ労働組合ニ加入スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外官吏、待遇官吏及公吏其ノ他國又ハ公共團體ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ労働組合ノ結成及之ニ加入スルコトノ禁止又ハ制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 労働組合

第五條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間以内ニ規約並ニ役員ノ住所氏名ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一週間以内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ツベシ

第一條 労働組合法（以下法ト稱ス）第五條ノ行政官廳ハ當該組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事トス但シ同條第二項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ガ事務所ノ所在地ニ係ル場合ニシテ新所在地ト舊所在地ヲ管轄スル都道府縣知事ヲ異ニスルトキハ

第六條 前條第一項ノ届出アリタル場合ニ於テ當該組合第二條ニ該當セザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ労働組合トシテ設立シタルモノ第二條ニ該當セザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

新所在地ヲ管轄スル都道府縣知事及舊所在地ヲ管轄スル都道府縣知事トス

第二條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事地方労働委員會ノ決議ニ依リ之ヲ爲ス

第三條 都道府縣知事法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スベシ

第四條 都道府縣知事ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決定ニ不服アル者ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル都道府縣知事ヲ經由シ労働大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 労働大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央労働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス
第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナキ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下アルタル時其ノ效力ヲ生ズ

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ命令ニ之ヲ
 準用ス

第八條 労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知
 事當該組合ヨリ労働組合タル旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタル
 トキハ遲滞ナク之ヲ交付スベシ法人タル労働組合ヲ設立セント
 スル者ヨリ労働組合タリ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタ
 ルトキ亦同ジ

- 第七條 規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 名稱
 - 二 主タル事務所ノ所在地
 - 三 法人タル場合ニ在リテハ法人タルコト
 - 四 目的及事業
 - 五 組合員又ハ構成團體ニ關スル規定
 - 六 會議ニ關スル規定
 - 七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定
 - 八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定
 - 九 規約ノ變更ニ關スル規定
- 第八條 規約法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働委
 員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

- 第九條 労働組合ハ事務所ニ組合員又ハ構成團體ノ名簿ヲ備付ク
 ベシ
- 第十條 労働組合ノ代表者又ハ労働組合ノ委任ヲ受ケタル者ハ組
 合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト労働協約ノ締結其ノ他
 ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ有ス
- 第十一條 使用者ハ労働者ガ労働組合ノ組合員ナルコト、労働組
 合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ
 正當ナル行爲ヲ爲シタルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其
 ノ他之ニ對シ不利ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ
- 使用者ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合ヨリ脱退スル
 コトヲ履條件ト爲スコトヲ得ズ
- 第十二條 使用者ハ同盟罷業其ノ他ノ爭議行爲ニシテ正當ナルモ
 ノニ因リ損害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ労働組合又ハ其ノ組合員ニ
 對シ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 第十三條 労働組合ハ共濟事業其ノ他福利事業ノ爲特設シタル基
 金ヲ他ノ目的ノ爲ニ流用セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ベシ
- 第十四條 労働組合ハ左ノ事由ニ由リテ解散ス
- 一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生
 - 二 破産

三 組合員又ハ構成團體ノ四分ノ三以上ノ多數ニ依ル總會ノ決

四 第六條ノ規定ニ依ル決定

五 第十五條ノ規定ニ依ル解散ノ處分

第十五條 労働組合憲法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リタルトキハ労働委員會ノ申立ニ依リ裁判所ハ労働組合ノ解散ヲ爲スコトヲ得前項ノ場合ノ手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シテハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ労働組合ノ主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第十一條 法第十五條第一項ノ申立ハ労働組合ノ主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長之ヲ行フ

第十二條 法第十五條第一項ヲ申立アリタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ檢事ニ通知スベシ

第十三條 裁判所ハ遲滞ナク審問期日ヲ定メ労働組合ノ代表者ヲ呼出スベシ

審問期日ハ檢事及地方労働委員會ノ會長ニ之ヲ通知スベシ

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依ル呼出ヲ受ケタル労働組合ノ代表者ハ自身出頭スルコトヲ要ス但シ己ムコトヲ得ザル事由アル

場合ニ於テハ代理人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得

辯護士ニ非ザル者前項ノ代理人ト爲ルニハ裁判所ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス裁判所ハ何時ニテモ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十五條 審問ハ公開シタル法廷ニ於テ之ヲ爲ス但シ安寧秩序ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ公開ヲ止ムルコトヲ得

第十六條 檢事及地方労働委員會ノ委員ハ審問ニ立會ヒ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

裁判所ハ期日ヲ定メテ前項ノ決定ヲ言渡スベシ

労働組合ノ解散ノ處分ニ係ル第一項ノ理由ニハ違反行爲ガ當該労働組合ノ組合員若ハ構成團體ノ多數ニ依ル決議ニ基キ爲サレタルモノ、規約ニ依リ權限ヲ有スル代表者其ノ他ノ役員ノ命令ニ基キ爲サレタルモノ又ハ此等ノ者ニ依リ組合ノ爲ニ爲サレタルモノナルコトノ事實及證據ヲ示スコトヲ要ス

第十八條 労働組合ノ代表者、地方労働委員會ノ會長又ハ檢事ハ前條ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十九條 法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シテハ第二十條乃至第三十條ニ定ムル所ニ依ル

第十六條 労働組合ハ其ノ主たる事務所ノ所在地在地ニ於テ登記ヲ爲スニ因リテ法人タルモノトス

本法ニ規定スルモノノ外労働組合ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

労働組合ニ關シ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、第五十二條乃至第五十九條及第七十二條乃至第八十三條並ニ非訟事件手續法第三十五條、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス

(参照條文)

民法第四十三條 法人ハ法令ノ規定ニ從ヒ定款又ハ寄附行爲ニ因リテ定マリタル目的ノ範圍内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

同 第四十四條 法人ハ理事其他ノ代理人カ其ノ職務ヲ行フニ付加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ贊成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帶シテ其賠償ノ責ニ任ス

同 第五十條 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

同 第五十二條 法人ニハ一人又ハ數人ノ理事ヲ置クコトヲ要ス

理事數人アル場合ニ於テ定款又ハ寄附行爲ニ別段ノ定ナキトキハ法人ノ事務ハ理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

同 第五十三條 理事ハ總テ法人ノ事務ニ付法人ヲ代表ス但定款ノ規定又ハ寄附行爲ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ヌ又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ニ從フコトヲ要ス

同 第五十四條 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヌ

同 第五十五條 理事ハ定款、寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行爲ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

同 第五十六條 理事ノ缺ケタル場合ニ於テ遲滞ノ爲又損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ假理事ヲ選任ス

同 第五十七條 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ

第二十條 法第十六條第一項ノ規定ニヨル登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 名稱

二 主タル事務所

三 目的及事業

四 代表者ノ氏名及住所

五 解散事由ヲ定メタルトキハ其ノ事由

第二十一條 労働組合ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 労働組合ノ清算結了シタルトキハ清算結了ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 労働組合ノ登記ニ付テハ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル司法事務局ヲ以テ管轄登記所トス
各登記所ニ労働組合登記簿ヲ備フ

第二十五條 法第十六條第一項ノ規定ニ依ル登記ハ代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ規約、第八條ノ證明書及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十六條 労働組合ノ主タル事務所ノ移轉其ノ他第二十條ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ代表者若ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十七條 労働組合ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及代表者ガ清算人ト爲ラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十八條 労働組合ノ清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニヨリテ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ清算人ガ主務官廳ニ清算結了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二十九條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十條 非訟事件手續法第四百十一條乃至五百十條、第五百五十

特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

同 第五十八條 法人ニハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ヲ以テ一人又ハ數人ノ監事ヲ置クコトヲ得

同 第五十九條 監事ノ職務左ノ如シ

- 一 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト
- 二 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト
- 三 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ態アルコトヲ發見シタルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト
- 四 前號ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ招集スルコト

同 第七十二條 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ歸屬ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ歸屬權利者ヲ指定セス又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官廳ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ爲メニ其財産ヲ處分スルコトヲ得但社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス
同 第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於

テハ其清算ノ終了ニ至ルマテ尙ホ存續スルモノト看做ス

同 第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラズ

同 第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

同 第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

同 第七十七條 清算人ハ破産ノ場合ヲ除ク外解散後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其氏名、住所及解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲シ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、其他ノ事務所ノ所在地ニ於テハ三週間内

一條乃至第五百一十一條ノ四、第五百一十一條ノ六及第五百五十七條ノ規定ハ労働組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

(参照條文)

非訟事件手續法

第四百一十一條 各登記所ニ各商業登記簿ノ見出帳ヲ備フ

第四百一十二條 登記所ハ何人ニモ登記簿ノ閲覧ヲ許シ又ハ手數料ヲ納付スルトキハ之ニ其ノ騰本若クハ抄本ヲ交付スヘシ

登記所ハ登記上利害ノ關係ヲ疏明シテ申請ヲ爲シタル者ニハ其ノ關係アル部分ニ限り登記簿ノ附屬書類ノ閲覧ヲ許スヘシ

郵送料ヲ納付シテ登記簿ノ騰本又ハ抄本ヲ請フトキハ登記所ハ之ヲ送付スヘシ

第四百一十三條 登記所ハ申請ニ因リ登記事項ニ變更ナキコト又ハ或事項ノ登記ナキコトノ證明ヲ爲スヘシ

第四百一十四條 登記シタル事項ノ公告ハ官報及ヒ新聞紙上ニ少クモ一回之ヲ爲スコトヲ要ス

公告ハ之ヲ掲載シタル最終ノ官報及ヒ新聞紙發行ノ翌日之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百一十五條 地方裁判所ハ毎年十二月ニ翌年登記事項ノ公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙ヲ選定シ官報及ヒ新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

公告ヲ掲載セシムヘキ新聞紙カ休刊又ハ廢刊ヲ爲ストキハ更ニ他ノ新聞紙ヲ選定シ前項ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第四百一十六條 地方裁判所ハ其管轄内ニ公告ヲ爲サシムルニ適當ナル新聞紙ナシト認ムルトキハ新聞紙上ノ公告ニ代ヘテ登記所及ヒ其管轄内ノ市町村役場ノ揭示場ニ公告ヲ爲スコトヲ得

第四百一十七條 登記スヘキ事項ノ登記、其變更又ハ消滅ノ登記ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外當事者ノ申請アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百一十八條 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其更正ヲ申請スルコトヲ得

第四百一十八條ノ二 當事者ハ登記ヲ受ケタル後其登記カ商法有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ管轄登記所ニ其抹消ヲ申請スル

ニ其氏名、住所ノ登記ヲ爲シ且ツ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

同 第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ終了
- 二 債權ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
- 三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

同 第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二ヶ月内ニ少クトモ三四ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ六ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債權者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

同 第八十條 前條ノ期間後ニ申出ヲタル債權者ハ法人ノ債務完済ノ後未ダ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノミ

請求ヲ爲スコトヲ得

同 第八十一條 清算中ニ法人ノ財産カ其債務ヲ完済スルニ不足スルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シテ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ヘリタルモノトス

本條ノ場合ニ於テ既ニ債權者ニ支拂ヒ又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

同 第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

同 第八十三條 清算カ終了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

非訟事件手續法

第三十五條 假理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ主たる事務所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主たる事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十六條 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ

コトヲ得

第四百九條 登記ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請人又ハ其代理人之ニ署名、捺印スヘシ

一 申請人ノ氏名、住所、會社カ申請人ナルトキハ其商號及ヒ本店又ハ支店

二 代理人ニ依リテ申請ヲ爲ストキハ其氏名、住所

三 登記ノ目的及事由

四 年月日

五 登記所ノ表示

第五百十條 本章ノ規定ニ依リ連署ヲ以テ申請ヲ爲スヘキ場合ニ於テ正當ノ事由ニ因リ連署スルコト能ハサル者アルトキハ其他ノ者ノミニテ申請ヲ爲スコトヲ得

第五百十條ノ二 官廳ノ許可ヲ要スル事項ノ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ官廳ノ許可書又ハ其認證アル原本ヲ添付スルコトヲ要ス

第五百十條ノ三 本店及ヒ支店ノ所在地ニ於テ登記スヘキ事項ニ付キ支店ノ所在地ニ於テ其登記ヲ申請スルニハ申請書

ニ本店ノ所在地ニ於テ爲シタル登記ヲ證明スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ各本條ニ定メタル書類ハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第五百十一條 登記所ハ登記ノ申請カ商法、有限會社法又ハ本章ノ規定ニ遵セサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ此決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ決定ハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒテ之ヲ申請人ニ送達スルコトヲ要ス

第五百十一條ノ二 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記カ商法、有限會社法又ハ本法ノ規定ニ依リテ許スヘカラサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ登記ヲ爲シタル者ニ對シ一ヶ月ヲ超エサル期間ヲ定メ其期間内ニ異議ノ申立ナキトキハ登記ヲ抹消スヘキ旨ヲ通知スヘシ

登記ヲ爲シタル者ノ住所又ハ居所カ知レサルトキハ前項ノ通知ニ代ヘ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ公告スヘシ登記所ハ右ノ外相當ト認ムル新聞紙ニ同一ノ公告ヲ掲載セシムルコトヲ得

第五百十一條ノ三 異議ノ申立アリタルトキハ登記所ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ其裁判ヲ爲スヘシ

前項ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行

必要ナル検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十七條ノ二 第二百二十九條ノ三及ヒ第三百三十九條ノ四ノ規定ハ裁判所カ法人ノ清算人又ハ第三十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲スヘキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十六條第一項 合名會社及ヒ合資會社ノ清算ニ關スル事件ハ會社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス裁判所カ銀行又ハ無盡業若クハ無盡管理業ヲ營ム會社ノ清算ノ監督ニ付キ爲シタル命令ニ對シ亦同シ

第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及ヒ準禁治産者
- 三 利害公權者及ヒ停止公權者
- 四 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人
- 五 破産者

停止ノ效力ヲ有ス

第五百一十一條ノ四 異議ノ申立ナキトキ又ハ異議ヲ却下スル裁判カ確定シタルトキハ登記所ハ職權ヲ以テ登記ヲ抹消スヘシ

第五百一十一條ノ六 登記所ハ登記ヲ爲シタル後其登記ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ發見シタルトキハ遲滞ナク登記ヲ爲シタル者ニ其旨ヲ通知スヘシ但其錯誤又ハ遺漏カ登記所ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ於テハ裁判所ハ遲滞ナク地方裁判所ノ許可ヲ得テ登記ノ更正ヲ爲スヘシ

第五百十四條 商業登記簿ノ全部又ハ一部カ滅失シタル場合ニ於テハ司法大臣ハ一定ノ期間ヲ定メテ登記ノ回復ニ必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第五百十五條 司法大臣ハ數個ノ登記所ノ管轄ニ屬スヘキ商業登記ノ事務ヲ其一登記所ニ委任スルコトヲ得

第五百十六條 登記簿ノ調製其他登記ニ關スル施行細則ハ司法大臣之ヲ定ム

第五百十七條 不動産登記法第十條、第十三條、第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條及ヒ第五十九條ノ規定ハ商業登記ニ之ヲ準用ス

第十八條 法人タル労働組合ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ

第三章 労働協約

第十九條 労働組合ト使用者又ハソノ團體トノ間ノ労働条件其ノ他ニ關スル労働協約ハ書面ニ依リコレヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ
労働協約ノ當事者ハ労働協約ヲ其ノ締結ノ日ヨリ一週間以内ニ行政官廳ニ届出ツベシ

第二十條 労働協約ニハ三年ヲ超ユル有効期間ヲ定ムルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス

第三十一條 法人タル労働組合ノ所得ニシテ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタルモノ以外ノモノニ付テハ法第十八條ノ規定ニ依リ所得税及法人税ヲ課セズ
法人タル労働組合ハ法人税法第十八條ノ申告書ヲ提出スル場合ニ於テハ收益ヲ目的トスル事業ヨリ生ジタル所得ト其ノ他ノ所得トヲ區別シタル計算書ヲ添附スベシ

第三十二條 法第十九條第二項ノ行政官廳ハ當該労働協約ノ當事者タル労働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事及當該労働協約ノ當事者双方ニ係ル工場事業場（其ノ所在地一定セザルモノヲ除ク）ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事トシ同項ノ規定ニ依ル届出ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當事者双方ノ連名ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス

二十二條 労働協約ニ定ムル労働条件其ノ他ノ労働者ノ待遇ニ
關スル規程(當該労働協約ニ依リ基礎決定ノ爲設置セラレタル
機關ノ存スルトキハ其ノ定メタル規程ヲ含ム以下同シ)ニ違反
スル労働契約ノ部分ハ之ヲ無効トス此ノ場合ニ於テ無効ト爲リ
タル部分ハ規程ノ定ムル所ニ依ル労働契約ニ定メナキ部分ニ付
亦同シ

二十三條 一ノ工場事業場ニ常時使用セラルル同種ノ労働者ノ
數ノ四分ノ三以上ノ數ノ労働者ガ一ノ労働協約ノ適用ヲ受クル
ニ至リタルトキハ當該工場事業場ニ使用セラルル他ノ同種ノ勞
働者ニ關シテモ當該労働協約ノ適用アルモノトス

二十四條 一ノ地域ニ於テ從業スル同種ノ労働者ノ大部分ガ一
ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ協約當事者ノ雙方
又ハ一方ノ申立ニ基キ労働委員會ノ決議ニ依リ行政官廳ハ當該
地域ニ於テ從業スル他ノ同種ノ労働者及其ノ使用者モ當該労働
協約(第二項ノ規定ニ依リ修正アリタルモノヲ含ム)ノ適用ヲ
受クベキコトノ決定ヲ爲スコトヲ得協約當事者ノ申立ナキ場合
ト雖モ行政官廳必要アリト認ムルトキ亦同シ
労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ニ不適當ナル定
アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告ニヨリテ之ヲ爲ス
二十五條 労働協約ニ當該労働協約ニ關シ紛争アル場合調停又
ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合
ノ他同盟罷業、作業所閉鎖其ノ外ノ爭議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第四章 労働委員會

二十六條 使用者ヲ代表スル者、労働者ヲ代表スル者及第三者
各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表
スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ使用者ヲ代表スル者
及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得テ行政官廳之ヲ委嘱スベキモ
ノトス
労働委員會ハ中央労働委員會及地方労働委員會トス特別ノ必要
アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別労働委員會ヲ設クルコ
トヲ得

労働委員會ノ委員及命令ヲ以テ定ムル職員ハ之ヲ法令ニ依リ公
務ニ従事スル職員ト看做ス
労働委員會ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外政令ヲ以テ之
ヲ定ム

二十三條 法第二十三條又ハ第二十四條ノ規定ニ依リ他ノ同種
ノ労働者ニ關シ労働協約ノ適用アルニ至リタルトキハ使用者ハ
遲滞ナク其ノ旨ヲ關係労働者ニ周知セシムベシ

三十四條 法第二十四條第一項ノ行政官廳ハ當該地域ヲ管轄ス
ル都道府縣知事トシ當該地域ガ二以上ノ都道府縣ニ亘ルトキハ
労働大臣トス

三十五條 中央労働委員會ハ労働省ニ、地方労働委員會ハ都道
府縣毎ニ之ヲ置キ地方労働委員會ニハ當該都道府縣ノ名ヲ冠ス

三十六條 労働委員會ハ別ニ定ムルモノノ外中央労働委員會ハ
二以上ノ都道府縣ニ係ル事務、地方労働委員會ハ當該都道府縣
ニ係ル事務ヲ掌ル

労働大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ法第二十
七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ハ中央労働委員會又ハ労働
大臣ノ指定スル地方労働委員會ヲシテ之ヲ掌ラシムルコトヲ得
三十七條 中央労働委員會ノ委員ハ二十一人以内トシ労働大臣
之ヲ委嘱ス

地方労働委員會ノ委員ハ十五人以内トシ都道府縣知事之ヲ委嘱
ス
前二項ノ委員ノ外必要アルトキハ労働大臣又ハ都道府縣知事ハ

臨時委員ヲ委嘱スルコトヲ得

労働大臣又ハ都道府縣知事ハ労働委員會ノ委員ヲ委嘱セントスル日ヨリ六週間前ニ使用者團體ニ對シ使用者ヲ代表スル者ヲ、法第五條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル労働組合ニ對シ労働者ヲ代表スル者ヲ推薦スベキコトヲ請求シ請求シタル日ヨリ三週間ヲ經過シタル日ニ推薦アリタル者ノ氏名ヲ公表スルモノトス但シ労働委員會ヲ設置セントスル場合ニ於テ使用者若ハ労働者ノ意見ヲ代表スル適當ナル使用者團體又ハ労働組合ナキトキ又ハ臨時委員ヲ委嘱セントスル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ労働委員會ノ委員ノ委嘱ニ付使用者團體若ハ労働組合ノ推薦者ハ使用者ヲ代表スル者及労働者ヲ代表スル者ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ推薦アリタル者不適當ナルトキハ労働大臣又ハ都道府縣知事ハ職權ヲ以テ委員ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十八條 特別労働委員會ノ名稱、位置、管轄區域、所轄事務ハ委員ノ定數其ノ他特別労働委員會ニ關シ必要ナル事項ハ労働大臣之ヲ定ム

第三十九條 労働委員會ノ委員ノ任期ハ一年トス

委員ガ法令ニ違反シ刑ニ處セラレタル場合、衆議院議員選舉法

第六條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合、労働委員會ニ出席スルコト能ハザルニ至リタル場合又ハ労働委員會ノ決議ニ依ル議事其ノ他ニ關スル規定ニ違反シタル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ當該労働委員會ニ於テ他ノ出席委員全員ノ同意ヲ得テ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ但シ同條ノ規定ニ依リ被選舉權ヲ有セザルニ至リタル場合ニ付テハ委員ノ同意ハ之ヲ要セズ

委員ニ關員ヲ生ジタル場合ニ於ケル補關委員ハ前任者ノ殘任期間在任ス

(参照條文)

衆議院議員選舉法第六條

禁治産者及準禁治産者並ニ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

第四十條 労働委員會ニ會長ヲ置ク會長ハ第三者タル委員中ヨリ委員之ヲ選舉ス

會長ハ會務ヲ總理シ當該労働委員會ヲ代表ス
會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十一條 労働委員会ハ會長之ヲ招集シ其ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル労働委員会ハ使用者ヲ代表スル委員、労働者ヲ代表スル委員及第三者タル委員各一名以上出席スルニ非ザレバ決議ヲ爲スコトヲ得ズ

労働委員会ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ決議ニ依リ労働委員会ノ招集又ハ議事ニ關シ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 労働委員会（特別労働委員会ニ付テハ労働大臣ノ指定スルモノニ限ル）ニ事務局ヲ置ク事務局ハ事務局長並ニ幹事及書記若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ職員ハ會長ノ同意ヲ得テ中央労働委員会ニ在リテハ労働大臣、地方労働委員会ニ在リテハ都道府縣知事之ヲ委嘱ス

事務局長ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス
幹事ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第四十三條 關係官吏ハ會長ノ許可ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第四十四條 法第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員トハ第四十二條第一項ニ掲グル職員トス

第二十七條 労働委員会ハ第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ニ規定スルモノノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 労働爭議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査

二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働爭議ノ豫防

三 労働爭議ノ調停及仲裁

労働委員会ハ労働條件ノ改善ニ關シ關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二十八條 労働委員会ハ公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者ノ請求アルトキハ其ノ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十九條 労働委員会其ノ事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者又ハ其ノ團體、労働組合其他ノ關係者ニ對シ出頭ヲ求め、報告ヲ徴シ若ハ必要ナル帳簿書類ノ提出ヲ求め又ハ委員若ハ第二十六條第四項ノ命令ヲ以テ定ムル職員（以下職員ト稱ス）ヲシテ關係工場事業場ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十條 労働委員会ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十一條 第三章ノ規定ハ労働委員会ノ關與シタル労働條件其

ノ他ノ労働者ノ待遇ニ關スル基準ニ關スル協定ニシテ労働組合
其ノ當事者タラザルモノニ付之ヲ準用ス
第三十二條 削除

第五章 罰 則

第三十三條 第十一條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行
爲ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ハ労働委員會ノ請求ヲ待テ之ヲ論ズ
第三十四條 第三十條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ
處ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ
報告ヲ爲シ若ハ帳簿書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ同條ノ規定ニ違反
シ出頭ヲ爲サズ若ハ同條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌
避シタルモノハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其
他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條前段ノ違反行爲
ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故
ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
前條前段ノ規定ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他

第四十五條 削除

第四十六條 法第三十三條第二項ノ請求ハ當該違反行爲アリタル
地ヲ管轄スル地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ會長書面ヲ以テ
檢事ニ之ヲ行フ

ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ未成年者又ハ禁治産者ナルトキ
ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ
能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第三十七條 左ノ場合ニ於テハ労働組合ノ代表者又ハ清算人ヲ五
十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條又ハ第十九條第二項(第三十一條ニ於テ準用スル場
合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲
シタルトキ

二 第九條ノ規定ニ違反シ名簿ノ備付ヲ爲サザルトキ
三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ
怠リタルトキ

四 第十七條ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ
規定ニ違反シ公告ヲ爲サズ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破
産宣告ノ請求ヲ爲サザルトキ

六 第十七條ニ於テ準用スル民法第八十二條又ハ非訟事件手續
法第三十六條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

第十九條第二項(第三十一條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規
定ニ違反シ届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキハ労働

組合以外ノ労働協約ノ當事者(當事者團體ナルトキハ其ノ代表者トス)ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス

三〇

第四十七條 本令ニ依ル都道府縣知事ニ對スル届出ハ當該所在地ヲ管轄スル勞政事務所長ヲ經由シ之ヲ爲スベシ

第四十八條 勞働大臣必要アリト認ムルトキハ都道府縣知事以外ノ行政官廳ヲ指定シテ本令ニ依ル都道府縣知事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得但シ勞働大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラザル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

船員法ノ適用アル船員ニ關シテハ第三十二條中當該労働協約ノ當事者双方ニ保ル工場事業場(其ノ所在地ノ一定セザルモノヲ除ク)ノ所在地トアルハ當該労働協約ノ當事者タル使用者又ハ其ノ團體ノ主タル事務所ノ所在地トス

前項ノ船員ニ關シテハ本令(前條ヲ除ク)中勞働大臣トアルハ運輸大臣、都道府縣知事トアルハ海運局長、勞働省トアルハ運輸省、都道府縣トアルハ海運局ノ管轄區域トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル労働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第五條第一項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

附 則

本令ハ労働組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存スル労働協約ニ付テハ其ノ當事者ハ本令施行ノ日ヨリ一週間以内ニ第三十二條ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ

労働組合法施行期日ノ件

(昭和二十一年二月二十六日勅令第四百七十七號)

労働組合法ハ昭和二十一年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働組合法施行事務處理規程

(改正 昭和二十一年三月二十日厚生省訓令第七號 昭和二十二年九月十日労働省訓令第二號)

- 第一條 労働組合法(以下法ト稱ス)第五條第一項ニ依ル労働組合(支部ヲ含ム)ノ設立ノ届出アリタルトキハ勞政事務所長ハ直チニ様式第一號ニ依ル労働組合臺帳(以下臺帳ト稱ス)ニ登録シ同條第二項ニ依ル變更ノ届出アリタルトキ其ノ他臺帳記入事項ニ異動アリタルトキハ勞政事務所長ハ直チニ當該臺帳ノ加除訂正ヲ爲スベシ
- 臺帳ニハ労働組合ノ索引ヲ附スベシ
- 第二條 勞政事務所長ハ労働組合ニ關スル届出書類ニ其ノ受理年月日及勞政事務所ノ當該臺帳ノ登録番號ト同一ノ番號ヲ記入シ遲滞ナク之ヲ都道府縣知事ニ申達スベシ
- 第三條 都道府縣知事前條ノ申達ヲ受ケタルトキハ第一條ニ準ジ臺帳ヲ整備シ當該届出書類ニ當該臺帳ノ登録番號ト同一ノ番號ヲ附シ之ヲ整理シ置クベシ
- 第四條 法第六條ノ決定又ハ法第十五條ノ解散處分確定シタルトキハ都道府縣知事ハ其ノ旨ヲ當該組合ノ關係勞政事務所長及關係都道府縣知事ニ通報スベシ
- 第五條 解散シタル労働組合ノ臺帳ハ所要事項ヲ記入ノ上之ヲ別ニ保管スベシ

第六條 令第八條ノ證明書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 設立ノ届出アリタル組合ガ法第二條第一項ニ該當セズ若ハ該當セザルニ至リタルモノト認メラルトキハ都道府縣知事ハ其ノ旨ヲ當該組合ノ代表者ニ通知シ其ノ注意ヲ喚起シ地方労働委員會ニ附議スルノ要アリト認メラルルモノニ付テハ其ノ理由ヲ附シ遲滞ナク之ヲ地方労働委員會ニ送致スベシ労働組合ノ規約法令ニ違反スト認メラルルモノアルトキ亦同ジ

第八條 都道府縣知事法第六條ノ決定ヲ爲シタルトキハ様式第三號ニ依ル決定書ニ、法第八條ノ變更ノ命令ヲ爲シタルトキハ様式第四號ニ依ル規約變更命令書ニ地方労働委員會ノ當該決議書ノ寫ヲ添附シ之ヲ當該組合ノ代表者ニ手交シ其ノ承書ヲ徴スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ決定書又ハ規約變更命令書ヲ當該組合ノ代表者ニ手交スルト能ハザルトキハ此ノ限りニ非ズ

第九條 法第六條ノ決定又ハ法第八條ノ變更ノ命令ニ付異議ノ申立アリタルトキハ都道府縣知事ハ遲滞ナク之ニ對スル意見書及地方労働委員會ノ當該決議書ヲ添附シ労働大臣ニ申達スベシ

第十條 法人タル労働組合ニ付民法第八十三條ニ依ル清算終了ノ届出アリタルトキハ地方長官ハ直チニ其ノ旨ヲ當該組合ノ關係勞政事務所長及關係都道府縣知事ニ通報スベシ

第十一條 令第二十八條ノ労働組合清算終了届出ノ證明書ハ様式第五號ニ依ルベシ

第十二條 法第十九條ニ依リ労働協約ノ届出アリタルトキハ勞政事務所長ハ直チニ當該協約ニ勞政事務所整理番號ヲ附シ當該組合ノ臺帳ニ所要事項ヲ記入ノ上當該協約ヲ都道府縣知事ニ申達スベシ
都道府縣知事前項ノ申達ヲ受ケタルトキハ當該協約ニ整理番號ヲ附シ當該組合ノ臺帳ニ所要事項ヲ記入ノ上之ヲ整

理保管スベシ

第十三條 労働組合ノ規約竝ニ労働協約ハ之ヲ二部徴シ一部ハ勞政事務所ニ於テ整理保管スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ労働組合ノ規約竝ニ労働協約ヲ徴スルト能ハザルトキハ此ノ限りニ非ズ

第十四條 都道府縣知事法第二十四條第一項ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ同條第三項ニ依リ公告スルト共ニ關係使用者ニ通知スベシ

第十五條 都道府縣知事法第二十七條第二號又ハ第三號ノ事務ニシテ令第三十六條第二項ニ依リ中央労働委員會又ハ労働大臣ノ指定スル地方労働委員會ヲシテ掌ラシムル必要アルト認メラルル事案生ジタルトキハ地方労働委員會ノ意見ヲ徴シタル上直チニ事情ヲ具シ其ノ旨労働大臣ニ申達スベシ

第十六條 労働組合、労働協約、労働爭議等ニ關シ必要ナル事項ハ關係地方商工局長、鐵道局長、逓信局長、其ノ他關係官衙ノ長ニ遲滞ナク之ヲ通報スベシ

第十七條 都道府縣知事ハ少クトモ年二回勞政事務所長ヲシテ其ノ管轄地域内ニ在ル労働組合ニ付臺帳登錄事項整理ノ爲必要ナル調査ヲ爲サシムベシ

第十八條 都道府縣知事地方労働委員會ノ委員ヲ委囑シタルトキハ其ノ住所氏名、職業及經歷ヲ遲滞ナク労働大臣ニ報告スベシ退職解囑又ハ死亡ノ場合ハ其ノ者ノ氏名ヲ労働大臣ニ報告スベシ
事務局長又ハ幹事ニ付亦前項ニ同ジ但シ其ノ者ガ官吏ナルトキハ其ノ官職、氏名ヲ報告スルヲ以テ足ル

様式第二號ノ一 (労働組合證明書)

第 一 號 證 明 書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

代表者住所氏名

右者労働組合法第二條第一項ニ該當スル労働組合ナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

知 事

印

様式第二號ノ二 (法人タル労働組合タリ得ベキモノナル證明書)

第 二 號 證 明 書

名 稱

設立代表者住所氏名

右者労働組合法第二條第一項ニ該當スル法人タル労働組合タリ得ベキモノナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

知 事

印

様式第三號 (労働組合否認決定書)

第 三 號 決 定 書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

代表者住所氏名

地方労働委員會ノ決議ニ依リ労働組合法第二條第一項ニ該當

セザルニ至リタル

モノト決定

ス

昭和年 月 日

知 事

印

様式第四號 (労働組合同規約變更命令書)

第 四 號 變 更 命 令 書

名 稱

主タル事務所ノ所在地

代表者住居氏名
右者ニ對シ労働組合法第八條ノ規定ニ基キ
ベキコトヲ命ズ

地方労働委員會ノ決議ニ依リ其ノ規約中左ノ通變更ス

記

一 「トアルヲ」 「トス」
二 「トアルヲ」 「トス」
昭和 年 月 日

知事

印

様式第五號 (労働組合清算終了届出證明書)
第 號

證明書

名 稱
主タル事務所ノ所在地
清算人住所氏名

右者労働組合ノ清算終了ノ届出ヲ爲シタルコトヲ證明ス
昭和 年 月 日

知事

印

労働組合ノ資格等ニ關スル件通牒

(昭和二十一年三月九日労働第八五號)
(勞政局長ヨリ各都道府縣知事宛)

標記ノ件ニ關シテハ夫々労働組合法ニ規定セラレ居ル處ナルモ右關係規定ノ解釋乃至運用ノ如何ハ同法ノ施行上極
メテ重要ナル意義ヲ有スルモノナルニ鑑ミ差當リ概ネ左記ニ依リ其ノ適正ヲ期スル様取計相成度
追而本件ニ付テハ中央労働委員會ノ議ヲ經タルモノニ有之爲念

記

- 一、法第二條第一號及第二號ノ解釋ニ付テハ特ニ労働組合ノ自主性ヲ把持セントスル法ノ精神ニ主眼ヲ置キ克ク實情
ニ即シ具體的妥當性アル如ク之ヲ爲スコト
- 二、法第二條第一號ノ「其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者」ノ中ニハ使用者ヲ補助シテ労働關係ノ決定ニ直接參劃スル
者ヲ含ムモノナルコト
- 三、法第五條ニ基ク届出アリタルトキハ勞政事務所長ハ遲滯ナク都道府縣知事ニ之ヲ送付シ都道府縣知事ハ之ヲ受理
シ凡テ地方労働委員會ニ附議シ労働組合トシテノ資格ナキモノニ付テハ其ノ決議ニ依リ其ノ旨ノ決定ヲ爲スコト
- 四、右ノ場合ニ於テモ直ニ正式決定スルコトナク豫メ委員會ノ意見ヲ聽キ組合ニ對シ労働組合タルノ資格不備ノ點ニ
付之ヲ改ムヤウ適當ナル指導ヲ爲スコト
- 五、前二號ノ規定ニ依ル労働委員會ニ於ケル資格否認ノ審議ニ際シテハ必ズ當該組合ノ代表者又ハ其ノ代理者ニ意見
開陳ノ機會ヲ與フルコト

六、所定ノ手續ヲ經テ正式ニ労働組合ニ非ザル旨ノ決定確定シタルトキハ法人タル労働組合ニ付テハ法第十七條ノ規定ニ基ク手續ニ依リ正式ノ解散ノ措置ヲ講ジ法人ニ非ザル労働組合ニ付テモ労働組合トシテハ解散スベキ措置ヲ講ズベキコト

但シ右措置ヲ講ジタル上ハ組合員ノ意思ニ因リ同一實體ヲ有シツツ労働組合ニ非ザル團體トシテ存続スルコトハ妨ガザルコト

七、三又ハ四ニ依リ組合資格ヲ否認セルトキハ其ノ具體事情ヲ具シ直ニ報告スルコト

労働組合の資格等に就て

(昭和二十一年六月十九日勞發第三四九號)
(勞政局長ヨリ各都道府縣知事宛)

労働組合法第五條第一項の規定に依る労働組合の設立届出があつた場合の取扱については三月九日勞發第八五號の標記通牒に依つて、届出は一應受理の上すべて地方労働委員会に附議することになつてゐるが、この爲組合の適格性に關する決定が無用に遅延すると共に地方労働委員会はこの種の事務のみに追はれる傾きがあり、且は労働組合の届出主義が實質上認可主義の如く取扱はれて法の趣旨に添はない結果になる嫌があるので今後本件については左の方針によつて處理せられたい。

追つて本件は中央労働委員会の意見を徴したものである。

記

一、届出が手續様式等形式上違法でない限りすべてこれを受理して一應適格なものとして取扱ふ、但しその組合の實體が法律上不適格であることが極めて明瞭な場合(例へば社長重役が組合に加入して居る場合又は組合が専ら共済

事業其の他の福利事業のみを目的とする場合等)には従前の例に従ひ地方労働委員会に附議し適宜處置する。

二、届出を受理した組合については、前項但書に該當するものを除きその組合の適格性について問題が生じた場合(例へば使用者側又は組合側等から疑義の申立があつた場合等)に地方労働委員会に附議してその資格を審査せしめる。

三、地方労働委員会に於て處理する場合の手續、資格否認の基準等については從來の方針に依る。

労働組合法解釋例規に關する件通牒

(昭和二十一年六月一日勞發第三二五號)
(勞政局長ヨリ各都道府縣知事宛)

「労働組合法解釋例規」を定めその第一號を送付する。爾後隨時第二號以下を送付するから労働組合法施行に付之を準據して措置せられ度い。

尙右例規は中央労働委員会の意見を徴したものである。

労働組合法解釋例規第一號

一問 (一) 労働組合の組合長以下組合の幹部が組合事務に専従する場合其のものの諸給與が依然前職の儘會社側より支辨せらるる場合

(二) 組合の人件費の大半を會社より補助を受くる場合
右の各場合は組合法第二條第二號に該當するや

答 (一) 労働組合の組合員が従業員として勤務を爲さず常時専ら組合事務に専従する時は、その者の給與は原則と

して組合の経費より支給せらるべきものである。併しながら組合發達の現段階に於ては直に之を組合法第二條第二號に該當するものとして處理せず、組合の自主性と健全性に主眼をおき、その員數給與額等より具體的に判断せらるべきものである。この場合容認せらるるものと雖も協約により明確に決定しておく事が望ましい。尙現狀に於ては組合の役員が必要以上に多く且つ此等の役員が會社より給與を支給されつつ就業時間中に組合事務に従事する等組合活動と會社業務とを混同する場合が多いがかくの如き場合は勞務規律の上からも組合の健全なる發達の上から見ても嚴に自肅しなければならぬ事と思はれる。

(二) 共済事業福利事業等に付てはその性質上その経費に付使用者より補助を受くる事は差支へないと考へるが、組合の人件費及び専務費の大半に付き會社より補助を受くる如きは妥當でない。

二問 左の如き組合は法に依る労働組合と認め得るや。

(一) 請負兼日傭の大工等の結成する組合

(二) 土建關係荷役等一般日傭者の結成する組合

答 (一) 當時相當の規模を以て請負をなす請負業者は労働者ではないが日傭を兼ねるが如き大工は請負を行ふ場合と雖も實質上賃金に準ずる収入を以て生活するものと認められるから斯かる者が労働組合を結成することは差支へない。要はその實體に従つて個々の場合に付き地方労働委員會に於て具體的に決定すべきものである。

(二) 一般日傭者は當然労働組合を結成し得る。

備考

(一) (二) を通じ問題を生ずるのは労働者であり乍ら所謂他の労働者の上前をはねる様な事實が依然存する事がその大きな原因でもあるので之等に對しては労働委員會の決定に際し特に留意すると共にかゝる弊風の除去に努力すべきである。

三問

労働爭議の調停仲裁に際し労働委員會中左の如き事實關係にあるものが委員として之が審議表決に加はることは差支へ無きや。

(一) 爭議労働組合の委任を受け使用者に對する交渉の任に當り居る場合。

(二) 嘗て右の關係にありたる場合(委員會に附さるべきを豫期して交渉に當るを辭したる場合)。

(三) 爭議當事者が使用者又は労働者側委員たる場合

右の各項の場合支障ありとし定員數を缺きたる場合は臨時委員を委囑すべきものなりや

答

労働委員會の使用者及労働者側各委員は、一面夫々使用者及労働者の立場を眞に理解しその利益を代表すると共に他面公正なる立場に於て労働問題の調整を圖ることを其の任務とするものであるから、労働委員會の爭議調停に際し労働代表委員中の或る者が現在爭議當事者たる組合の委任を受け使用者に對する交渉委員たる場合(委員會に附さるべきを豫期して交渉委員を辭したる場合は除く)若しくは爭議當事者が使用者又は労働者側委員たる場合は、その委員が委員會の表決に加はることは法の精神より好ましくない嫌があるが、審議に參與することは差支へないと思料される。然し要は事件の合理的解決にあるのであるから委員會が必要と認めれば審議表決に参加せしめて差支へないと思はれる。

尙右の場合支障ありとしてその爲委員の定足數を缺くに至つた場合は臨時委員を委囑すべきものと考へる。

四問

(一) 法第二條第一號の「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」の範圍が各府縣に依り認定基準區々なるを以て更に具體的に明示せられたい。

(二) 右の規準は組合が顧問を置く場合にも類推解釋すべきや。

(三) 國有鐵道の驛長又は區長を組合員に包含せる場合は法第二條第一號に該當するや。

(四) 學校長と教職員との關係は私立に非ざる國民學校、青年學校、幼稚園等に於ては

(イ) 使用者被使用者の關係に非ず。

(ロ) 學校長は使用者の利益代表者に非ず、教員の利益代表者なり。

(ハ) 學校長を組合より除外するときは校内の對立抗争を生ずる虞が多く學校運営の圓滑を缺き教育上好まじからず。

等の理由に依り學校長を組合に加入せしむるを可と思料するも差支へなきや。

答

(一) 法第二條第一號の「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」については、社長、重役が明らかに之に該當することは當然であるが部課長、所長、工場長も原則として使用者の利益を代表するものと看做される。

然し課長、現場一部門の長たる工場長については必ずしも右の原則に拘泥せず労働關係の決定に直接參劃せざるものは組合の自主性と健全性を害せざる限度に於て組合に加入するも差支へないと考へられる。一方労働關係の決定に直接參劃し若しくは之を補佐する立場にあるものは課長以下の次長、課長代理、係長と雖も一應組合加入を差控へるべきである。

尙是等についてはいづれも組合の現状組合内に於けるそれ等の者の地位等具體的實情を調査し労働委員會に於て決定すべきものである。

(二) 前號の規準により「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキモノ」を組合が顧問としておく場合も組合法第二條第一號に該當する。

(三) 驛長又は區長(管理部に於ては係長を含む)等は驛單位又は區單位に組合を結成する場合には使用者代表と考へねばならぬが然らずして管理部單位鐵道局單位又は全國的に組合を結成する場合には是等のものを組合員に入ると否やは専ら組合の自主的決定に委ねるべきである。

(四) 私立に非ざる國民學校青年學校幼稚園の校長又は園長等にあつても學校單位園單位に組合を結成する場合には使用者代表と考へねばならぬが郡單位都道府縣單位又は全國的に教員組合を結成する場合にはこれ等のものを組合員に入ると否やも又組合の自主的決定に委すべきである。

五問

答

問題の場合は法の解釋としては直接には法第十一條及第三十三條の適用はないが斯くの如き誠首は使用者の權利の濫用であり第一條の「團結權の保障」の規程に違反する不法なる行爲と考へられるので民事上は解雇の無効及損害に對する賠償を請求し得るものと解する。

六問

答

從業員の待遇改善要求に因る企業解散に關しては労働組合法に何等の規定なきも如何に取扱ふべきや。具體的事情を精査して判斷すべきものであるが濫りに會社を解散するが如きは現下の産業事情より考へ企業者として許し得ざる態度であるから労働委員會に於て事情を十分に調査し圓滿解決に努むべきである。然

し乍ら若し右の舉に出た動機に於て労働組合の組合員たるの故を以て解雇し又は不利益なる取扱ひをなさんとする意圖ある時は、法第十一條に該當する。

労働組合法解釋例規について

(昭和二十一年八月七日勞發第四四二號)
(勞政局長ヨリ各都道府縣知事宛)

六月一日附勞發第三二五號で通牒した『労働組合法解釋例規第一號』に引續き別紙第二號を送附するから労働組合法施行につき準據とせられたる。

労働組合法解釋例規第二號

問 (出) 組合支部の設立届出は、その支部が独自の規約並びに役員を有し独自の活動を爲すと否とに拘らずこれをさせねばならぬと解して差支ないか、若し然らば独自の規約並びに役員を有しない支部の届出べき規約及役員の名、住所は當該組合本部の届出と同じものを届出することになり他府縣に跨る支部の場合を除き事務を煩瑣にするに過ぎない様に思はれるが之が取扱は如何にすべきか。

答 独立性なき支部についても設立届出の義務あること及びその場合に於ける届出事項について見解の通りである。之は縣廳においてはいたづらに事務を煩雜ならしめる如くであるが、各勞政事務所に於て管下の情勢把握のため必要なのであるから、縣廳において臺帳を整理するに際しては重複せざるやう十分注意せられたる。

尚組合法による労働組合に關しては、支部の名稱を用ひるものであつても本部の組合規約とは別に法第七

條所定の独自の組合規約を有し独自の活動を爲し得るものはすべて單位組合として取扱ひ、この場合の組合本部は聯合團體として取扱ふものであつて、組合法施行事務處理規程第一條の支部とはこのやうに單位組合として取扱ふことの出来ない支部を謂ふのである。

問 (ハ) 全國的單一労働組合の數府縣に跨る地方支部(独立性を有するもの)の資格審査は當該支部事務所所在地の地方労働委員會に於て實施せねばならぬと解釋して差支ないか。

答 見解の通りである。

問 (カ) 組合聯合團體(全國單一組合の地方支部を含む)の資格審査については、加盟單位組合が既に資格承認済であることを要するものと解して差支ないか。さうだとすれば數府縣に跨る單一組合地方支部(傘下に單位組合を有するもの)の資格審査については各傘下單位組合の資格承認済であることを證明するに足る書類を當該支部より提出させるか關係府縣に照會する事を要すると考へられるが之が取扱は如何にすべきか。

答 組合聯合團體(全國單一組合支部を含む)の資格審査については加盟單位組合が既に資格承認済であることを要しない。法第五條により届出をした組合は資格を否認されない限り聯合團體に加入し得る。聯合團體の資格審査は聯合團體そのものにつき法第二條に該當するや否やを審査すべきである。

問 (ク) 労働組合は營利事業を行ひ得るや否や。

答 一般的には労働組合は法第二條に定められた組合の目的の範圍内に於て附帶的に營利事業を行ひ得る。

問 (キ) 労働組合法第十一條の行爲が法施行前に發生してゐた場合、同法第三十三條に依り處罰し得るや否や。又施行前に發生した法第十一條違反行爲が法施行後現に繼續して居る場合如何。

答 組合法第十一條の行爲が法施行前に行はれた場合は、法律不遑及の原則に依り同法第三十三條の罰則は適用されない。質問の後段については、法施行前に發生した第十一條違反行爲が法施行後現に繼續してゐるといふことはあり得ない。單に結果が繼續してゐることがあり得るのみである。従つて法の適用については前段の場合と同じである。然し乍ら右の如き行爲は組合法の精神に反する行爲であるから罰則の適用があると否とに拘らず労働委員会等に於て適宜指導し合理的解決を圖るのが望ましい。

問 〇 労働組合の代表者（例へば組合長副組合長）が組合員の總意に依らず獨斷的に使用主と覺書等を交換した場合其の覺書の内容は組合員を拘束し得るや否や。

答 労働組合の代表者（例へば組合長、副組合長）が組合員の總意に依らず獨斷的に使用主と覺書等を交換したる場合其の覺書の效力如何は組規約等により定められてゐる當該代表者の權限によつて決定される。即ち當該代表者が會社と協定を締結する權限を有する場合には、その締結した覺書は一應有效なるものとして組合を拘束し之を改廢する爲には再度會社と交渉せねばならぬが、組規約上當該代表者は交渉の權限を有するのみで協定の締結には組合の特定機關例へば評議員會又は總會の決議を要することとなつてゐる場合はその代表者の交換した覺書は單なる下交渉であつて何等組合を拘束しない。

問 〇 届出のあつた労働組合が解散した場合については届出の規定がない様であるが何か事務的には届出がないと判然ならぬ様に思ふが、この場合法第五條第二項に準じ届出させてよいか或は法第六條第二項により決定をすべきものであるか。

答 法第六條の決定は不要である。法第十四條による組合解散の場合には、行政上調査その他適宜の方法によ

り處理すべきである。

問 〇 届出のあつた組合が労働組合でないことに氣付き取下の意思を表明した場合、取下の意思表示（取下車等）により解散消滅と同じ様に取り扱つてよいか。或は法第六條第一項の決定が必要であるか。

答 届出の取下の意思表示があつた場合は最初から届出がなかつたと同様に取扱ふべきであつて、臺帳から抹消すればよく、法第六條の決定の必要はない。

労働組合法解釋例規について

（昭和二十二年七月七日勞發第三五四號）
（勞政局長より各都道府縣知事宛）

昭和二十一年六月一日附勞發第三二五號通牒「労働組合法解釋例規第一號」及び同年八月七日附勞發第四四二號通牒「労働組合法解釋例規第二號」に引續いて別紙第三號を送附するから労働組合法施行につき準據とせられたい。

労働組合法解釋例規第三號

第一條關係

問 〇 所謂「爭議切崩し」と稱せられる左記の行爲は現法制下に於て爭議權の侵害と解せられるか。

記

(1) 甲會社所屬某鑛場天然ガス充填所に於ては、組合側が完全ゼネストをして、天然ガスの充填配給作業をも停止した結果、乙市に於けるバス、トラック業者は、これがため事業の大部分を停止するの已むなきに至り、特にトラック輸送は早場米供出その他の緊急輸送上、大なる障害を受け、業者並びに一般市民より

會社側に對し、ガス充填所の再開を強力に要求するに至り、會社としてはあらゆる方途を講じて一般の要求に應ずべしとして、遂に同地區の貨物自動車株式會社従業員並びに甲會社従業員（組合員）中修理工場方面の者を説得して、ガス充填所が罷業に入つた後に作業に就かせようとしたところ、爭議組合の幹部が之を阻止して遂に目的を果さなかつた事實がある。若し會社側に於てその措置を強行した場合はどうか。

問 同日、同じく地區貨物自動車従業員十数名は會社側の依頼により、充填所のガス井戸（充填所より數キロ離れた箇所に點在し、井戸よりパイプを以て充填所にガスを輸送する）の配置につき甲會社組合側がガスパイプを閉ぢる場合は、これを阻止（パイプを閉ぢてしまうと井戸は廢物となる）しようとしたが、組合側の爭議權侵害なりとの主張により退去した事例がある。若し退去しなかつた場合はどうか。

答 (1) (1)の場合における甲會社側と、勞組側との間には當時締結された團體協約なく、會社は従つて組合に義務を負はない立場にある。

問 (2) (2)の兩場合とも、かくの如き「爭議切崩し」は説得などの合法的方法による限り、使用者の合法的な爭議對抗手段であつて、労働者の爭議權の侵害とはならない。しかしその際暴力を行使し又は脅迫を爲す等違法な手段を用いる時は違法行爲となる。

問 (3) 乙市所在某研究所従業員組合に於ては、組合連合會の指令によつてゼネストに入つたが、當時進駐軍關係「ワクチン」の製造に従事中であつた爲め、事實上は藥品製造に必要な従業員は従前通り繼續していたところ、従業員中技術關係者にはゼネストに對して反對の意向が強く、遂に十月十一日六十四名が組合ゼネスト

派から脱退をして生産續行を決意し、その爲め従業員組合は事實上二分の形となり、互に抗争し従業員組合（スト派）は右の六十四名を十月十四日除名處分に附して脱退派の就業禁止の擧に出で問題を起した。右につき脱退派が就業を繼續する行爲は、組合側の罷業權を侵害するとゆう組合側の見解は、妥當を缺くものであると解せられるがどうか。

答 問題の行爲は労働爭議に関する現行法令には何等低觸しない。

第二條關係

問 (4) 左記工場従業員を以て組織された團體から、労働組合として届出があつたが、労働組合法第二條の所謂労働組合であるか否かについて疑義があるがどうか。

記

- 一、會社の構成
 - A 事業資金總額 六九五、〇〇〇圓
 - 内資本金 一九五、〇〇〇圓
 - 五〇〇、〇〇〇圓は金融機關より融資を受ける豫定
- B 株式の内容
 - 資本金一九五、〇〇〇圓を三、九〇〇株に分ち一株五〇圓全額拂込とし、全従業員にこれを配分、従業員はその資力に應じて次の如き状況でこれを持つた。
 - 五〇〇株所有 社長 二二〇株所有 取締役 一三四株所有 興和自治會

以下従業員

一五〇株所有	一人	一一〇株所有	一人	一一〇株所有	二人
一〇〇株所有	一三人	五〇株所有	二人	三〇株所有	六人
二二株所有	一人	一一株所有	一人	二〇株所有	一五人
一九株所有	一人	一五株所有	三人	一三株所有	一人
一〇株所有	三六人	八株所有	一人	六株所有	一人
五株所有	三一人	四株所有	一人	三株所有	六人
二株所有	二六人	一株所有	一三人	計	九〇〇株 一六三人

註 定款第十一條「各株主ノ議決權ハ一株ニツキ一個トス、但シ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ハ其ノ超エル分ニ對シ十株ニツキ一個トス」

C 會社の運營方法

労働組合執行委員會の決議によつて運營されている。

二、組合組織

(イ) 組合綱領

- 一、吾等ハ労働條件ノ維持改善ヲ圖リ、總テノ勤務ヲ快適ナラシメ以テ組合員相互ノ生活安定ト明朗ナル勤務ノ日々ヲ獲得セム。
- 二、吾等ハ工場従業員タルコトヲ正シク自覺シ、斷ジテ生産ノ道義ニ悖ラス、鞏固ナル團結ノ下、進ン

デ經營管理ニ參加シ以テ産業ノ健全ナル發展ヲ期サム。

(後略)

(ロ) 組合規約

第二條 本組合ハ鞏固ナル團結ト責任連帶ノ自覺トニヨリ、生産管理ニ參加シ組合員ノ労働條件ノ改善、福利ノ増進並ニ社會的地位ノ自主的安定ヲ圖リ以テ云々。

第七條 本組合ハ第二條ノ目的達成ノタメ左ノ事業ヲ行フ。

- 一、労働條件ノ改善並ニ生活保障ニ關スル事項
- 一、組合員及家族ノ共済保健及慰樂ニ關スル事項
- 一、生活必需物資ノ共同購入並ニ住宅斡旋ニ關スル事項

(其ノ他三種目)

(ハ) 株式配當豫定率は本年度五分、來年度再來年度共八分であるが、會社收益の増加は直ちに賃金手當の増額を可能にするの事を一般に諒解している。

(ニ) 今後新に雇傭する場合、その労働者に對しても株を持たせると言つて居り、自治會名義の一三四株はこれに備えたものだと言つている。

三、疑義の點

當會社は従業員ノ總意に基き、その資本の結集によつて設立されたもので、全従業員が株主であり、その運營も組合の決議によつてなされるものであり、社長と雖も單なる機關にすぎず、従つて會社を對象とす

る限りにおいては觀念上團體交渉の相手方と考えることはできないが、反面一般労働條件の改善その他經濟的地位の向上を圖るための團體交渉の主體とする上からも、労働組合としてこれを認めるべきものゝように思うがどうか。

答 照會に係る労働組合に於ては組合員は會社の株式を配分所有しているが、なお賃金給料その他之に準ずる收入に依り生活する労働者と考えられ、組合は自主的に労働條件の維持改善その他經濟的地位の向上を圖ることを主たる目的として組織されたものと認められるから、組合法第二條但書の各號に該當しない限り、労働組合と認めて差支えなし。

第五條關係

問 〇 労働組合法施行事務處理規程第一條に謂う「支部」の意義については、労働組合法解釋例規程第二號問(七)の答で明瞭になつてゐるが、右の趣旨に従えば分會についても名稱字句にとらわれず届出をさせる必要があると思ふがどうか。

答 分會についてもその事務所は所屬組合の事務所(従たる事務所)の一と認められるから組合法施行令第一條による届出をしなければならぬ。

問 〇 解釋例規第二號中

「問(七)、組合支部の設立届出はその支部が独自の規約並に役員を有し独自の活動を爲すと否とに拘らず、これをさせねばならぬと解し差支えないか云々。

答 獨立性なき支部についても設立届出の義務あること及びその場合における届出事項については見解の通

りである云々。」

とあるが、支部に對して設立届出の義務ありとの根據はどうか。

答 支部届出の義務の根據は組合法施行令第一條である。即ち同條に「事務所」とあるのは主たる事務所のほか従たる事務所をも含むものであり、獨立性なき支部の事務所は右の従たる事務所である。なおこの場合の届出の主體は支部ではなくて當該組合自體であるが、その届出は支部の事務所を在地を管轄する勞政事務所長を経由してなすべきであり(施行令第四十七條)、更にこの場合その支部の代表者氏名、住所及び事務所を在地を附記せしめることが事務處理上便宜であらう。

問 〇 法第五條による届出は勞政事務所の受理が一週間以内でよいのか、それとも地方長官の受理が一週間以内でなければならないのか。

答 組合法第五條による労働組合の届出は、勞政事務所への届出が組合設立の日より一週間以内であればよし。

第十一條關係

問 〇 (三) 労働組合法第十一條第一項に「其ノ他不利益ナル取扱ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定されているが、特に人の嫌う仕事に従事させたり、又は有害危険な業務につけ、或は昇給、賞與等を少なくしたりした場合の様に具體的に不利益な取扱いをした事實のある場合のみを處罰するのであるか。

答 右の事實に至らず、労働組合の活動を阻害する意圖の下に、其の組合員に對して不利益な取扱をする旨を單に通告するのみで組合運動に對し不安を興える行爲は法第十一條の擴張解釋によつて處罰し得るか。

答 (1) 組合法第十一條第一項の規定の違反に對する法第三十三條の罰則は、具體的に解雇その他不利益な取扱いをした事實のある場合にのみ適用される。

(4) 右の事實に至らず労働組合の活動を阻害する意圖の下にその組合員に對して不利益な取扱いをする旨を單に通告するのみでは、法第十一條の擴張解釋により法第三十三條の罰則を適用することはできないが、かゝる行爲は組合法の團結權保障の精神に反する好ましくない行爲である。尙場合によつては刑法の脅迫罪に該當することがあり得る。

第十四條關係

問 (三) 労働組合の解散に當り、労働組合法第十四條第三號による總會の決議を要する場合、組合同約に別段の定めのないとき、委任狀に依る代理人が議決權を行うことを認めてよいか。

答 組合法第十四條第三號による總會の決議に當り、委任狀による代理人の議決權を認めるかどうかは、組合が自ら決定すべきことである。

第十六條關係

問 (三) 労働組合は、法人でないと團結權其他組合法による労働者の權利が発生しないか、なお法第十六條第三項につき説明されたい。

答 團結權其他組合法による労働者の權利は、組合が法人たると否とに拘わりない。組合法第十六條第三項の規定は法人たる労働組合と取引する相手方を保護しようとするものであつて、労働組合と使用者の間の労働關係は本規定によつて影響されないものである。

第二十六條關係

問 (三) 労働委員會の委員に缺員を生じた場合、たとえ一人でも補充するのに一々組合法施行令第三十七條による手續を必要とするか。

答 なお勞資代表委員改選の際には豫備候補者をあげてあるので、その中から繰上げ補充したいと考ふるが差支えないか。

答 労働委員會委員の一部を補充する場合には豫備候補者中より繰上げ補充して差支えなく、その場合には労働組合法施行令第三十七條第四項の手續は必ずしも必要ではない。

問 (三) 労働委員會委員の任期は労働組合法施行令第三十九條第一項によつて原則として一ケ年と規定されているが、委員の任期中全委員が改選された場合、新委員の任期は委員任命の日から一ケ年であるか、前任者の残任期間であるか。

答 委員の任期中であつても全委員が改選された場合は、新委員は補缺ではないから、組合法施行令第三十九條第三項の規定は適用されず、その任期は同條第一項の規定によつて任命の日から一ケ年である。

問 (三) (1) 勞資全委員を改選した場合、既存の第三者委員に對する新委員の同意を求めるとするか。
(2) 勞資各代表委員中、いずれか一方の全員を改選した場合、既存の第三者委員に對する新委員の同意を求めるとするか。

答 (1) 勞資各代表委員中、これを補充した場合、既存の第三者委員に對して新委員の同意を求めるとするか。
(2) 勞資各代表委員中、これを補充した場合、既存の第三者委員に對して新委員の同意を求めるとするか。

(二) 第三者委員を改選する場合、労働組合法施行令第三十七條第一項の公表等に関する時間的手續を必要とするか。

答

(イ)、(ロ)について——組合法第二十六條の第三者委員に對する勞資各委員の同意の規定は、第三者委員を委嘱する場合の手續を規定したものである。故に法文の解釋としては勞資委員双方の全部又はその何れか一方の全部を改選した場合にも、既存の第三者委員についてはこの規定の適用はないものと考えられる。しかし委員会において協議の上適宜措置することは差支えない。

(ニ)について——既存第三者委員に對する新委員の同意は必要でない。

(三)について——組合法施行令第三十七條第四項は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員を委嘱する場合の手續を規定したものであるから、第三者委員を委嘱する場合には適用されない。

問

(三)

(イ) 日本赤十字社内市(丁縣所在)支部病院長の選任に關し、經營協議會に附せず支部長(知事)の内申に基き、本社において一方的に決定發令したが、これは日本赤十字社と全日本赤十字社従業員組合との間に締結せられた労働協約に違反するものと認められるから裁定せられたいとの理由で、全日本赤十字社従業員組合代表者の代理人及び丙市赤十字病院従業員組合長連名で、丁縣地方労働委員會に提訴があつたが、本件は被選任者たる病院長は丙市に居住しているが、協約の當事者は何れも東京都内にあるので、協約違反なりや否やの判定を求める提訴先は東京都地方労働委員會であるとも考えられ、或いは労働組合法施行令第三十六條第一項前段に該當し、中央労働委員會であるとも考えられるがどうか。

(ロ) 労働委員會の管轄は、労働組合法第二十六條第五項、同法施行令第三十六條において明示されている

答

ところであるが、その他の労働委員會の管轄に屬する事件につき、決議等をなした場合の効力は無権限に屬するものとして、當然無効であるか、或は取消す迄は有效なものであるか。取消すべきものであるとすればこの取消權は誰に屬するか。

(イ) 労働協約の違反の裁定は裁判所のなすべきものであるが、本問題に關し紛争議が発生し若くは發生の虞れが存する爲、その豫防、斡旋又は調停を請求するものであれば、その紛争議が発生し、もしくは發生の虞れある事業場の存する都道府縣の地方労働委員會の管轄に屬する。即ち本問題に關し紛争議が発生し、若くは發生の虞れある事業場が丙市赤十字病院のみであれば丁縣地方労働委員會、本社のみであれば東京都地方労働委員會の管轄に屬し、本問題に關し全日赤に紛争議が発生し若くはその虞れがあれば中央労働委員會の管轄に屬することになる。

なお右にかゝわらず、必要があれば組合法施行令第三十六條第二項によつて、厚生大臣が中央労働委員會又は一つの地方労働委員會を指定して掌らしめることもできる。

(ロ) 労働委員會が他の労働委員會の管轄に屬する事件につき、組合法、勞調法に基き他を拘束する如き決議を爲した場合、無権限に屬するものとして法律上當然無効であるが、無効なることを明確にするため取消をする場合には、労働委員會には職務上の監督官廳がないから、當該労働委員會が自ら取消することとなる。

労働組合法解釋例規について

(昭和二十二年十一月十七日發第一五六號)
勞政局長ヨリ各都道府縣知事宛

さきに通牒した「労働組合法解釋例規」第一號、第二號、第三號に引續いて別紙第四號を送附するから労働組合法

施行に於て準據とせられたる。

六二

労働組合法解釋例規第四號

第二條

問 (イ) 法第二條但書第一號の「使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者」の範圍について解釋例規第一號四問(一)において部課長は原則として使用者の利益を代表するものと解せられているがその意義如何。

(ロ) 又部課長のみを以て組織する労働組合は認められるか。

答 (イ) 第二條但書第一號にいう使用者の利益を代表する者とは、組合の内部で組合員相互の關係において使用者の利益を代表すると認められる者を意味するものであるから、部課長についてもそれが他の組合員に對し使用者の利益を代表する關係に立つ者でない限り「使用者ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者」とはいふ得ない。

(ロ) 部課長組合において形式的にも實質的にも組合員である部課長相互の關係において使用者の利益を代表すると認められる者を含まない限りそれは法律上労働組合と認められる。然し乍ら部課長組合については、その活動が御用組合的動きをなし、本條にいう自主性を欠き且つ又同一企業内の他の労働組合との間に徒らなる摩擦軋轢を生ぜしめ、健全なる労働組合の發達を妨げる虞れがないでもないから所管地方労働委員會において充分調査の上處理する必要がある。

第二條

問 市町村役場職員が労働組合を結成する場合、助役、収入役が組合員として加入することが出来るか。

答

市町村の助役、収入役は地方自治法によれば、市町村長の補助機關であり(同法第三款)、市町村長が議會の同意を得て選任する重要な地位であり(同法第六十二條及び第六十八條第六項)、助役は市町村長の職務代理權を有し(同法第五十二條第一項)、又収入役は出納及び會計事務の所掌を通じて(同法第七十條)、使用者の利益を代表すると考えられるので市町村役場職員の労働組合に加入することは出来ないものと解する。

第四條

問 法第四條に「警察官吏」の意義如何。

答

本條第一項は廣く團結權を認めて労働者の地位の向上を圖ろうとする労働組合法の趣旨(第一條第一項)に對して、團結行動の結果公安が著しく害せられることを防止するために最小限度の限界を設けた規定であつて、こゝに「警察官吏」というのは直接且つ專從的に國民に接して警察權の行使に當り直接に社會秩序の保持に任ずる者であつて、法令において特に「警察官吏」と呼稱するものを意味する。

第五條

問

労働組合法でいう適格性を有する労働組合が結成されていて同法第五條の設立届が所定の期日迄に行われず組合活動をすることがある。この場合労働組合法は認可主義でなく届出主義をとつているから、労働組合法の目的から見て設立届のない組合といへども實質上法に定める要件を具備しておれば問題の生じた際届出の有無に拘らず始めより組合法上の權利と義務を與え又は履行せしめ得ると解してよいか。

答

労働組法第五條に依る届出は労働組合の設立要件ではないから右の届出がなくても労働組法第二條に規定する

六三

労働組合の實體を具えるときはその組合は法律上の労働組合として取扱われる。

第十二條

問

甲労働組合の労働協約締結要求をめぐつて争議が発生している場合使用者が甲労働組合の團體交渉に應ぜず如何なる條件を以てするも協約を締結しないといつて拒否する一方甲労働組合の一部に示唆を與えて乙労働組合を結成せしめてかゝる御用組合的な乙組合とならば團體交渉を行い目下甲組合が要求しているような協約を締結しようとする意圖が明かであるとき、使用者は労働者が労働組合の組合員たることの故をもつてこれに對し不利益な取扱をなしたことになるか。

答

使用者が甲組合とは如何なる條件を以てするも労働協約の締結を拒否する一方甲組合員の一部に示唆を與えて乙組合の結成を勧奨し、この乙組合とならば甲組合の要求と同一内容の労働協約を締結せんとする意圖が明かなるのみでは労働法第十一條違反とはいへ得ない。但し使用者が勧奨して現實に乙組合を結成せしめた場合乙組合は自主性を缺き労働法第二條の労働組合ではないとして資格を否認される虞れがある。若し現實に甲組合員の一部が乙組合を結成し、使用者と労働協約を締結した結果甲組合員が乙組合員よりも賃金其他労働條件に關し不利益な取扱を受けるに至つた場合と雖も、労働法第十一條第一項に違反するものとはいへ得ない。蓋し同條同項が此の場合をも禁ずるものとすれば法律上使用者に對し或る労働組合（茲では甲労働組合）との間に特定内容の労働協約（茲では乙労働組合との労働協約）の締結を強制する結果となり、それは労働法第二十三條第二十四條の場合を除いて組合を結成した以上、當該労働組合の團體交渉並に労働協約締結の成否及びそれらの内容如何をすべて當該労働組合と使用者との間の自主的交渉の結果に委ねんと

する労働法の建前に反することとなるからである。

第二十三條

問

(イ) 法第二十三條にいう「同種の労働者」の意義如何。

(ロ) 一事業場に従業員組合と部課長組合の二つが存在し、従業員組合の締結した労働協約が全従業員の四分の三以上に適用ある場合、部課長組合がこれとは別に協約を締結し得るか。

又締結し得るとすれば、従業員組合の締結した協約との關係如何。

答

(イ) 労働法第二十三條にいう「同種の労働者」とは、労働協約の適用せらるべき範圍により異なる。例えば、工場事業場の全従業員に適用される協約においては、工場事業場の従業員たるもの、工員のみ適用される協約においては工員たるもの、旋盤工のみに適用される協約においては旋盤工たるもの、男子のみに適用される協約においては男子たるもの、又部課長以外の平従業員のみに適用される協約においては平従業員たるもの等が夫々「同種の労働者」である。

(ロ) 全従業員の四分の三以上に適用のある従業員組合の協約が存在する場合と雖も、部課長組合の協約締結が禁止されることはない。然し(イ)に述べた所から明かなる如く、従業員組合の協約が部課長を當該従業員組合の組合員と同種の労働者と認める趣旨のものである場合は、従業員組合の協約が擴張適用される結果、當該部課長組合の締結せる協約は、その效力を停止されるが、同種の労働者でない場合は、何等影響のないことは勿論である。

又労働法第二十三條により、一の協約が擴張適用されれば、他の協約は、その效力を停止せられること、

右の通りであるが、所謂債務的事項については、擴張適用不能の部分が存在するから、その限りにおいては效力を停止されない部分も存在するであろう。

第二十五條

問 法第二十五條の調停、仲裁に斡旋は含まれるか。

答 労組法第二十五條に規定するいわゆる平和條項は、労働協約における債務的事項であり、同法第二十一條の適用があり、當事者相互に協約上の債務として遵守すべきものであるから、言わば念のための規定である。従つて協約に「争議の際は、斡旋を受くべき」旨が規定されておれば當然これが遵守義務が生ずるのであつて、第二十五條の調停、仲裁中に斡旋が解釋上含まれるか否かによつて別段の差異を生じないものと解すべきである。

第二十六條

問 地方労働委員會労働者代表委員に缺員の生じた場合に、昭和二十一年九月十一日勞發第四九四號通牒「労働委員會の委員選出方法例」の要領による豫備候補者を以て補充してよいか。

答 労働委員會の委員選出方法例によつて選ばれた豫備候補者が委員の補充的性質を有するか否かについては本方法例に規定はない。唯現實にこれにつき本方法例に基いて作られた各都道府縣地方労働委員會委員選出要綱等に規定のあるときはそれによるべく、又規定がなくとも當時における關係者間に合意了解等の存するときはそれによつて決定すべきである。右の場合の外本方法例による豫備候補者は委員候補者の委嘱時期までその補充的效力を有し、それ以後委員の任期中缺員の生じたる場合において當然には補充的效力は認められぬ。

労働關係調整法關係

労働関係調整法、同施行令

法

(昭和二十一年九月二十七日)
法律第二十五號

第一章 總 則

第一條 この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を圖り、労働争議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする。

第二條 労働関係の當事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を圖るための正規の機關の設置及びその運営に関する事項を定めるやうに、且つ労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にこれを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條 政府は、労働関係に関する主張が一致しない場合に、労働関係の當事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて争議行爲をできるだけ防止することに努めなければならない。

第四條 この法律は、労働関係の當事者が、直接の協議又は團體

令

(改正)

昭和二十一年十月十一日
勅令第四百七十八號
昭和二十二年八月三十一日
政令第二百八十一號

交渉によつて、労働条件その他労働関係に関する事項を定め、又は労働関係に関する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又、労働関係の当事者が、かかる努力をする責務を免除するものではない。

第五條 この法律によつて労働関係の調整をなす場合には、當事者及び労働委員会その他の關係機關は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を圖らなければならない。

第六條 この法律において労働争議とは、労働関係の當事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してゐる状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第七條 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の當事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに對抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 この法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものをいふ。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、電信又は電話の事業
- 三 水道、電氣又は瓦斯供給の事業

四 醫療又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員会の決議によつて、業務の停廢が國民經濟を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

前項の中央労働委員会の決議においては、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である委員の各々の過半数の同意がなければならない。

主務大臣は、第二項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外新聞、ラジオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條 争議行為が発生したときは、その當事者は、直ちにその旨を労働委員会又は行政官廳に届け出なければならない。

第一條 労働關係調整法（以下法と稱する。）第九條の労働委員会又は行政官廳とは、その争議行為の発生した地を管轄する地方労働委員会又はその地の最寄の勞政事務所とし、その争議行為の発生した地が二以上の都道府縣に亘るときは、中央労働委員会又は關係都道府縣知事の一とする。

第二條 法第九條の届出は、口頭又は電話その他適宜の方法でこれをなすことができる。

第二章 斡 旋

第十條 労働委員会は斡旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならない。

第十一條 斡旋員候補者は、學識経験を有する者で、この章の規定に基いて労働争議の解決につき援助を與へることができざる者でなければならず、その労働委員会の管轄区域内に住んでゐる者でなくとも差支へない。

第十二條 労働争議が発生したときは、労働委員會の會長は、關係當事者の双方若しくは一方の申請又は職權に基いて、斡旋員名簿に記載されてゐる者の中から、斡旋員を指名しなければならぬ。但し、労働委員會の同意を得れば、斡旋員名簿に記載されてゐない者を臨時の斡旋員に委嘱することもできる。

第十三條 斡旋員は、關係當事者間を斡旋し、双方の主張の要點を確め、事件が解決されるやうに努めなければならない。

第十四條 斡旋員は、自分の手では事件が解決される見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を労働委員會に報告しなければならない。

第十五條 斡旋員候補者に関する事項は、この章に定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の當事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第三章 調 停

第十七條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員會による労働争議の調停は、この章の定めるところによる。

第十八條 労働委員會は、左の各號の一に該當する場合に、調停を行ふ。

一 關係當事者の双方から、労働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。

第三條 法第十二條の規定による斡旋員の指名、法第十八條第一項第二號乃至第三號若しくは第二項の規定による調停又は法第三十條の仲裁の申請は、關係當事者（當事者が法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議團等の團體であるときは、その代表者をいふ。以下同じ。）又はその委任を受けた者が、事件の要點を具し、書面でこれをなさなければならない。

第四條 労働委員會の會長は、斡旋員候補者の氏名、經歷等を適宜の方法により、労働關係の當事者に、周知させなければならない。

第五條 労働委員會は、斡旋員候補者が、辭任を申出たとき、又は斡旋員候補者として不適當であると認められるに至つたときは、これを解任することができる。

第六條 斡旋員若しくは斡旋員であつた者又は調停委員會の委員若しくは委員であつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏泄してはならない。

第七條 労働委員會は、法第十八條第一項第二號又は第三號の規定によつて關係當事者の一方から調停の申請がなされたときには、他の關係當事者に、同項第四號の規定による決議又は同項

- 二 關係當事者の双方又は一方から、労働協約の定に基いて、労働委員会に對し調停の申請がなされたとき。
 - 三 公益事業に關する事件につき、關係當事者の一方から、労働委員会に對して、調停の申請がなされ、労働委員会が、調停を行ふ必要があると決議したとき。
 - 四 公益事業に關する事件につき、労働委員会が職權に基いて、調停を行ふ必要があると決議したとき。
 - 五 公益事業に關する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に關するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官廳から、労働委員会に對して、調停の請求がなされたとき。
- 前項の規定によつて地方労働委員会又は特別労働委員会の行つた調停が成らなかつたときは、中央労働委員会は、關係當事者の双方若しくは一方からの申請又は職權に基いて、その事件の調停を行ふことができる。
- 前項の規定によつて中央労働委員会が職權に基いて行ふ調停は、第一項第五號の事件に限る。
- 第十九條 労働委員会による労働争議の調停は、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である委員から成る

第五號の規定による調停の請求がなされたときには、關係當事者の双方に、遲滞なく、その旨を通知しなければならない。

前項の場合において、事件が公益事業に關するものであるときは、労働委員会は、併せて、その旨を公表しなければならない。

前二項の規定は法第十八條第二項の場合にこれを準用する。

第八條 法第十八條第一項第五號の行政官廳は、事件が発生した地を管轄する都道府縣知事とし、その地が二以上の都道府縣に亘るときは、労働大臣とする。

労働大臣が必要と認めるときは、前項の規定による都道府縣知事又は労働大臣の職權は、同項の規定に拘はらず、労働大臣又は労働大臣の指定する都道府縣知事が、これを行ふものとすることができる。

- 調停委員会を設け、これによつて行ふ。
- 第二十條 調停委員会の、使用者を代表する委員と労働者を代表する委員とは、同數でなければならない。
- 第二十一條 調停委員会の委員は、労働委員会の委員の中から、労働委員会の會長がこれを指名する。但し、左の場合には労働委員会の會長は、労働委員会の委員以外の者を、調停委員に委嘱することができる。
- 一 労働委員会の委員以外の者を、使用者を代表する調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員の同意を得たとき。
 - 二 労働委員会の委員以外の者を、労働者を代表する調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の労働者を代表する委員の同意を得たとき。
 - 三 労働委員会の委員以外の者を、第三者である調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の各々の過半數の同意を得たとき。
- 前項但書の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に従事する職員とみなす。

第二十二條 調停委員会に、委員長を置く。委員長は、調停委員会、第三者である委員の中から、これを選挙する。

第二十三條 調停委員会は、委員長がこれを招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員会は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が出席しなければ、會議を開くことはできない。

第二十四條 調停委員会は、期日を定めて、關係當事者の出頭を求め、その意見を徴さなければならぬ。

第二十五條 調停をなす場合には、調停委員会は、關係當事者及び參考人以外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員会は、調停案を作成して、これを關係當事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラジオによる協力を請求することができる。

第二十七條 公益事業に關する事件の調停については、特に迅速に處置するために、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、労働争議の當事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第四章 仲 裁

第二十九條 労働組合法第二十七條第一項第三號の規定による労働委員会による労働争議の仲裁は、この章の定めるところによる。

第三十條 労働委員会は、左の各號の一に該當する場合に、仲裁を行ふ。

一 關係當事者の双方から、労働委員会に對して、仲裁の申請がなされたとき。

二 労働協約に、労働委員会による仲裁の申請をなさなければならぬ旨の定がある場合に、その定に基いて、關係當事者の双方又は一方から、労働委員会に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 労働委員会による労働争議の仲裁は、特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事實調査のため、小委員會を設けることは差支へない。小委員會は、労働委員会

第九條 調停委員会の委員長は、會務を總理し、調停委員會を代表する。

七六

第十條 調停委員会は、法第十八條第一項第一號若しくは第二號の規定による調停の申請、同項第三號若しくは第四號の規定による決議又は同項第五號の規定による調停の請求があつた日から、十五日以内に調停案を作成し、十日以内の期限を附して、關係當事者に、その受諾を勧告するものとする。

の請求があつたときは、これに對し、仲裁裁定案を提出しなければならぬ。

第三十二條 仲裁をなす場合には、労働委員會は、關係當事者及び参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成してこれを行ふ。その書面には効力發生の期日も記さなければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、労働協約と同一の効力を有する。

第三十五條 この章の規定は、労働争議の當事者が、双方の合意又は労働協約の定により、別の仲裁方法によつて事件の解決を圖ることを妨げるものではない。

第五章 争議行為の制限禁止等

第三十六條 工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廢し、又はこれを妨げる行為は、争議行為としてでもこれをなすことはできない。

第三十七條 公益事業に關し、關係當事者が争議行為をなすには、第十八條第一項第一號乃至第三號の規定によつて調停の申請をなしその申請をなした日又は同項第四號の決議若しくは同項第五號の請求がなされた日から、三十日を経過した後でなければ

ならない。但し、争議行為の發生中にその事業が第八條第二項の規定によつて公益事業として指定されてもその争議行為については、この限りでない。

第三十八條 警察官吏、消防職員、監獄において勤務する者その他國又は公共團體の現業以外の行政又は司法の事務に従事する官吏その他の者は、争議行為をなすことはできない。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任ある使用者若しくはその團體、労働者の團體又はその他の者若しくはその團體は、これを一萬圓以下の罰金に處する。

前項の規定は、そのものが、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない團體であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。一個の争議行為に關し科する罰金の總額は、一萬圓を超えることはできない。

法人、法人でない使用者又は労働者の組合、争議團等の團體であつて解散したものに、第一項の規定を適用することについては、その團體は、なほ存続するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による労働争議の調整をなす場合

において労働者がなした発言又は労働者が争議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに對し不利益な取扱をすることはできない。但し、労働委員会の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條 前條の規定の違反があつた場合においては、その行為をなした者は、これを六箇月以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 第三十九條及び前條の罪は、労働委員会の請求を待つてこれを論ずる。

第四十三條 調停又は仲裁をなす場合に於て、その公正な進行を妨げる者に対しては、調停委員会の委員長又は労働委員会の會長は、これに退場を命ずることができる。

第六章 費用辨償

第四十四條 労働委員会の委員、第十二條の幹旋員及び第二十一條第一項但書の調停委員会の委員並びに労働委員会による労働争議の調停又は仲裁のため出頭を求められた者は、勅令の定めるところにより、費用の辨償を受ける。

第十一條 法第四十二條の請求は、その違反行為のあつた地を管轄する地方労働委員会の決議により、會長から書面で檢事に對してこれをなす。

第十二條 法第四十四條の費用は、鐵道賃、船賃、車馬賃、日當及び宿泊料及び食卓料の六種とし、別表に掲げるところに従ひ、定額によつてこれを支給する。
前項に定めるものの外同項の費用の支給については、内國旅

費規則を準用する

第十三條 労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府縣知事以外の行政官廳を指定して、この勅令による都道府縣知事の職務を行はせることができる。但し、労働大臣が、その指揮監督を受けない行政官廳を指定しようとするときは、豫め所管大臣と協議しなければならない。

船員法の適用のある船員に關しては、この勅令中労働大臣とあるのは運輸大臣、都道府縣知事又は勞政事務所長とあるのは海運局長、都道府縣とあるのは海運局の管轄區域とする。

附 則

この勅令は、労働關係調整法の施行の日から、これを施行する。

別 表

區 分	中		央	
	労働委員会の會長 労働委員会の會長以外の委員 調停委員会の委員 及び法第十二條の幹旋員	労働委員会の會長 労働委員会の會長以外の委員 調停委員会の委員 及び法第十二條の幹旋員	労働委員会の會長 労働委員会の會長以外の委員 調停委員会の委員 及び法第十二條の幹旋員	労働委員会の會長 労働委員会の會長以外の委員 調停委員会の委員 及び法第十二條の幹旋員
船及鐵道賃 一料につき	一等 一圓六錢	一等 一圓六錢	一等 一圓六錢	一等 一圓六錢
車馬賃 一日につき	七圓	七圓	六圓	六圓
宿泊料 一夜につき	三〇圓	三〇圓	三〇圓	三〇圓
甲地方 乙地方	二七圓	二七圓	二四圓	二四圓
食卓料	七圓	七圓	六圓	六圓

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

附 則

備考	別特は又方地		
	労働委員会の 会長以外の委 員	労働委員会の 調停委員の 委員	労働委員会の 調停委員の 幹事員
甲地方は東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、名古屋、神戸市及び横濱市とし、乙地方はその他の地とする。	一等 一圓四角	一等 一圓四角	一等 一圓四角
	二等 一圓	二等 一圓	二等 一圓
	四圓	四圓	四圓
	三圓	三圓	三圓
	二圓	二圓	二圓
	一圓	一圓	一圓
	四圓	四圓	四圓

備考 甲地方は東京都の區の存する區域、京都市、大阪市、名古屋、神戸市及び横濱市とし、乙地方はその他の地とする。

労働関係調整法施行期日の件 (昭和二十一年十月十一日) (勅令第四百七十七號)

労働関係調整法は昭和二十一年十月十三日から之を施行する。

労働関係調整法の施行について (昭和二十一年十月十四日厚生省發第百四號) (厚生次官ヨリ都道府縣知事宛)

労働関係調整法は昭和二十一年九月二十七日公布され、十月十三日より施行せられることとなり、同十二日施行令が公布されたが、本法は労働争議を民主主義的に豫防解決し、産業の平和を維持し以て經濟の興隆に寄與することを目的としてゐるのであつて、労働組合の健全な發展を促進助成しようとする労働組合法と共に極めて重大な意義を持つものである。従つて本法施行については労働関係の當事者はもとより、廣く一般民に對しても充分その趣旨の徹底を図ると共に、特に左記事項に留意しその萬全を期せられたく、命に依り通牒する。

追て左記事項中労働委員會に關する事項については、適宜貴官より當該會長に御連絡を願ひ度い。

記

一 趣旨の徹底

本法の施行については、その當初關係職員の教養に努めると共に、他面に於て労働關係の當事者及一般國民に對し、講習會、研究會、新聞、雜誌、ラジオ等によりその趣旨の徹底に萬全を期するは勿論、爾後引續き適時、斡旋、調停及び仲裁の手續及びその効果、平和的解決と争議行爲に訴へた場合との利害得失の比較等に關する平明な解説又は具體的な事例等をもつて絶えず趣旨の徹底に努め、以て關係當事者が進んで本法を利用するやうに特に配慮すること。

二 労働関係調整法(以下法と稱する)第二條、第三條及び第四條關係

本法による労働關係の調整は此等の條文に於て明らかな如く關係當事者の自主的努力によつて之をなすことを本旨とし、政府及本法の諸措置は、かかる努力に對して援助を與へやうとするものであるから、本法の運用に當つては右の根本精神に基き、本法の活用を奨励しても、苟も彈壓干涉等に亘ることのないやう、又當事者が本法による諸措置に頼つて自主的努力を怠ることのないやう充分に配慮すること。

三 法第五條關係

本法の運用に當つては、事の性質上、迅速處理を図ることが重要であるので、關係機關に於ては、文書の形式等些

細な事項に拘泥することなく専ら實質に重きを置き、第五條の精神を十分に活かすやう、特に末端機關に此の趣旨を徹底せしめること。

四 法第六條關係

法第六條の労働争議の定義に於ては、「争議行為發生の虞ある状態」をも労働争議の中に含ましめてゐるが、此の判断については十分に慎重を期し、例へば當事者の一方より右の理由により調停の申請等があつた場合にも慎重に之を取扱ふこととし、此の點の解釋を繞つてかへつて後に紛議の種のこす等のことがないやう特に注意すること。

五 法第八條關係

本法に於ける公益事業は法第八條に列擧する事業で公衆の日常生活に必要不可欠なる事業を謂ふのであるが、その細部の具體的限界等については必ずしも明瞭でないので、近く別途指示して之を明らかにする豫定であるが、若し此の點の實際的取扱について疑義が生じた場合には、遲滞なく當省に稟議すること。

第二項の公益事業の追加指定に關し、貴管下に於て、地方的特殊産業等で、追加指定を必要とするものが生じた場合には、速に當省に連絡すること。

六 法第九條關係

(一) 労働關係調整法施行令(以下令と稱する)第一條の規定により地方労働委員會又は勞政事務所が争議行為發生の届出を受けたときは、委員會は都道府縣知事、事務所長は委員會及び都道府縣知事に電話、口頭其の他適宜の方法により迅速にその旨を報告又は通知すること。

二以上の都道府縣に亘る争議行為につき、關係地方長官の一が、届出を受けたときは、速やかに中央労働委員會

の會長、労働大臣及び他の關係都道府縣知事に、その旨を報告又は通知すること。

(二) 法第九條の労働委員會又は行政官廳は争議行為届出受理簿を備へ付け、關係當事者よりの届出又は前號の關係機關よりの報告又は通知があつたときは、直ちに之を記入し整理して置くこと。

右の受理簿には少くとも左記事項を記載すること。

- (1) 届出受理年月日
- (2) 争議行為發生年月日
- (3) 當事者名
- (4) 事業の種類
- (5) 争議行為發生の事業場名及所在地
- (6) 参加人員
- (7) 争議行為の種類

(三) 争議行為發生の届出があつた場合の處置は右の如くであるが、行政官廳及労働委員會事務局は、争議行為を伴はない場合であつても、管下の労働争議全般につき常に的確なる情報の把握蒐集に努め、上級官廳に對する行政官廳の情報は迅速的確に且つ出来るだけ具體的に之を爲すこと。特に法第八條の公益事業及び法第十八條第一項第五號の公益事業に準ずる事業については、國民の日常生活に對する影響極めて大であり、實情によつては、強制調停に出づる必要もある譯であるので、その労働關係の動向については常に的確なる把握に努力すること。

七 法第十條及第十一條

(一) 幹旋員候補者の選定基準

八六

- (1) 幹旋員候補者は原則として中立的立場にある者につき委嘱すること。但し過去に於て労働運動の経験者であり、又は使用者であつた者でも、現在左に掲げる基準に照して適格者であれば、必ずしも過去の立場に拘泥する必要はないこと。又労働委員会の委員中より幹旋員候補者を委嘱することは勿論差支へないこと。
 - (2) 幹旋員候補者は労働問題につき理解を有し、且つ労働関係の當事者に信望のある者であると共に、労働問題に關聯する法律、經濟及社會問題について相當の知識乃至経験を有する者でなければならぬこと。
 - (3) 幹旋員候補者は必要に應じ何時でも幹旋員として活動し得る時間的餘裕を有する者なること。
 - (4) 幹旋員候補者の人選に際しては、當該地方の各産業に亘り夫々の適任者を委嘱し置くやう考慮すること。
- (二) 幹旋員候補者の員數は當該地方の産業の分布、労働關係の實情等により可成多數委嘱して置くことが望ましいが要は(一)の標準により眞の適當者を得ることに重點を置き、員數に拘泥する必要はないこと。
- (三) 幹旋員候補者名簿
- (1) 幹旋員候補者名簿には、左記事項を記載すること。
 - (i) 氏名、年齢、住所、職業、電話番号(又は連絡方法)
 - (ii) 経験及び閱歴
 - (iii) 委嘱年月日
- 右の中特に(一)の事項については、幹旋員として適任者であることが明瞭であるやうに、出来るだけ具體的に之を記載すること。

(2) 令第四条の幹旋員候補者の氏名、閱歴等の周知は適任者なることの徹底に重點を置き、概ね前號の事項を具し府縣公報に公示すると共に新聞、雜誌、ラジオ等により公表すること。

幹旋員候補者名簿は、労働委員會の事務局に常時備付け、希望者の縦覽に供すること。名簿記載事項に重要な變更のあつた場合の周知についても前二項に準じ之をなすこと。

八 法第十二條、法第十八條、法第三十條に基く申請關係

令第三條の書面に記載すべき事件の要點は、概ね次の事項を包含すべきものとする。

- (i) 申請者名(當事者の委任を受けた者であるときはそのことを證するに足る書面等を添付すること。)
- (ii) 當事者名
- (iii) 關係事業場名及び所在地
- (iv) 主張不一致の要點
- (v) 申請に至る迄の交渉の経緯
- (vi) 争議行爲を伴つてゐる場合はその概況
- (vii) 労働協約の定に基いて當事者の一方からの申請である場合には、當該協約の關係條項

九 法第十三條關係

本法の幹旋は、労働争議の解決につき當事者の自主的な努力に對して援助を與へ、之を和解せしめることを目的とした制度であるから、幹旋員はその職務の遂行に當つては、此の根本精神に則り、苟も彈壓干渉に亘ること等は絕對にないやう特に注意すると共に、或は當事者の主張は別々に之を聴取し、或は一方の意見を他方に傳へ、又は當

事者の希望がある場合にはその交渉に立會ふ等、機に臨み變に應じて適宜の處置を執ることに細心の注意を拂ひ、以て事件の圓漸な解決に到達するやう努力しなければならぬこと。

十 法第十四條關係

斡旋員は、斡旋中に於ても實情に應じ適宜労働委員會の會長に對して、斡旋經過の報告をなすこと。

十一 法第十八條關係

(一) 法第十八條の調停の申請又は決議がなされたときは、労働委員會の會長は遲滞なくその旨を、所轄都道府縣知事に通知すること。

(二) 令第七條第二項の公表は、府縣公報に公示すると共に、新聞、ラジオ等に發表して之を行ふこと。

前項の公表には、調停の申請若しくは請求の受理又は決議の年月日及び法第三十七條の期間の満了により争議行為の發生することあるべき日を明示すると共に、當該事件の要點、特に双方の主張の要點を公正に公表し以て輿論の喚起に資するやう配慮すること。

十二 法第十九條關係

調停委員會は、實情に應じその機能を十分に發揮するため、これを豫め數班常設し置くことも考慮すべきこと。

十三 法第二十條關係

調停委員會の中立委員の數は、原則として、使用者労働者各代表者各代表委員と同數とすること。

十四 法第二十一條關係

労働委員會の委員以外の者を調停委員會の委員に委嘱し得る規定は、附議事件の數が多いため労働委員會の委員の

みでは手の廻らぬ場合、又は特殊の知識經驗等を要する事件が發生した場合等に活用する趣旨なること。

十五 法第二十三條關係

調停委員會の運営については、本法に定めるものの外、労働委員會の運営規程に準じ、夫々適宜の運営規程を定め得ること。

十六 法第二十四條關係

調停委員會の當事者に對する出頭命令、臨檢々査等については、労働組合法第二十九條の規定が適用されること。

十七 法第二十五條關係

會議の公開については、労働組合法第二十八條の規定が適用されること。

十八 法第二十六條關係

(一) 調停案の作成については、その公正妥當であることを期するは勿論、輿論の動向に留意し、その支持を受けることとくに配意すると共に、なるべく調停委員の全員の一致により之をなし、以てその權威の確保に努めると。

(二) 調停案の受諾の勧告に對し、關係當事者が受諾したときは、適宜の請書を作成しこれに署名捺印せしめると。

(三) 調停案の公表は、その内容が正確に委員會の意圖する所を傳へるものであれば記事としてでも差支へないが、特に公益事業等に關するものについては、要すれば廣告契約による等、確實に公表出来る措置を講ずること。

十九 法第三十條關係

仲裁の申請がなされたときは、労働委員会の会長は、遅滞なくその旨を所轄都道府県知事に通知すること。
申請が當事者の一方よりなされたときは、他の一方に對してもその旨通知すること。

二十 法第三十一條及第三十二條關係

仲裁に關する労働委員會の運営に關しては、労働組合法第二十八條、第二十九條、同法施行令第四十一條等の規定の適用ある外労働委員會の一般運営規程によるものなること。

二十一 法第三十四條關係

仲裁々定は、労働協約と同一の效力を有し當事者を法的に拘束するものであるが、その手續に於て、例へば、申請の權限なき者よりの申請に基いて仲裁を開始した場合、當事者の一方よりの申請に基き開始した仲裁に於て當該労働協約が法第三十條第二號の労働協約に該當しない場合、仲裁々定の内容が法令の強行規定に違反してゐる場合、其の他重大な瑕疵がある場合等には、その仲裁々定は無効となり、當事者は裁判に訴へ得る外紛議の原因ともなるから、仲裁手續の進行については、かかることのないやう充分に注意すること。

二十二 労働委員會は、斡旋、調停、仲裁の夫々につき、各別にその経過及び顛末等につき會議に於ける關係者の發言等を含めて詳細な記録簿を作成すること。

二十三 法第三十六條關係

本條により禁止される行為の範圍については、勞資双方に對して豫め具體的に周知徹底せしめ、過つて本條に違反するが如きことがないやう豫め充分の措置を講ずること。

二十四 法第三十八條關係

官公廳關係従業員で本條の禁止から除外されるものは次の者であること。

- (イ) 鐵道、逓信、電車、バス、水道等所謂公企業に從事する者。
 - (ロ) 現業ではないが、直接行政司法の事務に從事しない給仕、小使、守衛等の如き者。
 - (ハ) 行政司法事務でもなく現業でもない職務に從事する者、例へば官公立學校職員、官公立各種試験所の従業員。
- 尙右については、その具體的限界を別途指示する豫定であるが、疑義の生じた場合は速やかに當省に稟議すること。

二十五 法第四十四條關係

支拂は可及的概算拂によるの外、特に迅速に之をなすやう留意すること。

二十六 労働委員會は、法及び令に據るの外、前各項の事項等を參酌し、斡旋、調停、仲裁に關し細目に亘る業務處理規程等を作成することは、勿論妨げないこと。

労働關係調整法解釋例規について

(昭和二十二年五月十五日勞發第二六三號)
勞政局長ヨリ都道府縣知事宛

労働關係調整法の解釋と運用に關して起つた疑義照會に對する回答をまとめて「労働關係調整法解釋例規第一號」を作つたので送付する。

つづいて第二號以下を送るから労働關係調整法施行の準據とされたい。

なお地方労働委員會に對しては貴官から連絡されたい。

労働関係調整法解釋例規第一號

(一) 第八條

問 勞調法第八條に規定された公益事業の具體的な範圍はどうか。

答 勞調法第八條の「公益事業」の範圍は次の通りである。

(一) 運輸事業

(1) 運輸事業で公益事業と認められるもの、範圍は大體次の通りとする。

(イ) 一般公衆の需要に應じ、鐵道軌道によつて、または一定の路線を定め定期的に自動車を行進し若くは命令航路その他公共の爲缺くことのできない航路によつて旅客または貨物を輸送する事業、但し遊覽のみを目的とするものを除く。

(ロ) 小運送業（鐵道若くは軌道が爲す物品運送またはこれらの運送機關と通運送を爲す運送機關による通物品運送の運送取扱業または運送代辦業及び鐵道または軌道に附随しまたはこれを利用して爲す陸上の物品運送業）。

(ハ) (イ)及び(ロ)の事業と一體をなす港灣運送業（海上運送に附随して貨物の船積または陸揚のため荷捌、積卸、または舁、または曳船による運搬をなす事業及びこれらの作業の請負をなす事業）。

(ニ) 前各項の事業には、その事業を行うのに缺くことのできない信號、監視（以上燈臺によるものを含む）通信及び修理保全などの業務を含むものとする。

(2) 従つて左の如きものは公益事業と認めない。

(イ) 會社、工場、事業場、官公衙などが専ら自己の業務上の用に供するため行う運輸事業。

(ロ) 路線を定めず若くは定期的でない貨物自動車運送事業（小運送業として行われるものを除く）及び旅客自動車運送事業。

(ハ) 馬、牛、荷車、リヤカー、人力などによる運送事業（小運送業として行われるものを除く）。

(二) 郵便、電信、電話の事業

(1) 郵便（運送を含む）電信、電話の事業であつて公益事業と認められるものは、一般公衆の需要に應ずるもののみとし、その事業には、その事業を行うのに缺くことのできない修繕保守補充などの業務を含むものとする。

(2) 従つて會社、工場、事業場、官公衙が専ら自己の業務上の用に供するために行う電信、電話の事業は公益事業と認めない。

〔註〕 この標準によつて警察通信は公益事業でなく（行政事務に屬する）また鐵道電話は電話事業としては公益事業ではないが、運輸事業と認められる。

(三) 水道、電氣、またはガス供給の事業

(1) 水道、電氣またはガス供給の事業であつて公益事業と認められるものの範圍は左の通りとする。

(イ) 直接一般公衆の需要に應じて水、電氣またはガスを供給する事業。

(ロ) 前號の事業に對して、その事業用として水、電氣またはガスを供給する事業。

- (一) (一)の運輸事業に電気またはガスを供給する事業。
 - (二) (二)の郵便、電信、電話の事業に電気を供給する事業。
 - (三) 前各號の事業には、その事業を行うのに缺くことのできない修理、保全などの業務を含むものとする。
 - (2) 従つて會社、工場、事業場、官公衙などが専ら自己の業務上の用に供するために行う水道、電気、ガス供給事業は公益事業と認めなく。
 - (四) 醫療または公衆衛生の事業
- 醫療または公衆衛生の事業であつて、公益事業と認められるものゝ範圍は疾病傷害の治療、助産、傳染病に關する豫防、消毒及び汚物清掃並びに埋火葬などの業務とする。
- (昭和二十二年一月二十六日勞務第二號通牒参照)

(二) 第八條

問 (1) 勞調法第八條に列擧された公益事業を替む事業であつてその事業が公衆の日常生活に缺くことのできない部分とそうでない部分とを含んでいる場合に、その兩部分が事實上明らかに分れているときは取扱上問題とならないが、右の兩部分が分れていないとき、たとえば乗合自動車事業で一般公衆バスと遊覽バスとを兼營しており従業員を兩方の職場に交替勤務させているとき、あるいは電気供給事業で一般家庭用電力と工場用電力の供給を同時に行つていて、それに従事する者を區別することができないときは兩部分をあわせたものを公益事業として取扱つて差支えないか。

答 (1) 勞調法第八條の指定する公益事業であつて、その事業を續けるのに必要な事業を附帶事業として經營して、

おり其の附帶事業の停廢が直ちに指定事業の停廢に影響する場合、たとえば電気、軌道、事業が電車修繕工場をあわせて經營してある場合、その附帶事業をも含めて公益事業として取扱つて差支えないか。

答 (1) 勞調法第八條に列擧された公益事業を替むものであつてその業務中公衆の日常生活に缺くことのできない部分とそうでない部分とが区分することができない場合は、その兩部分を合わせたものを公益事業として取扱つて差支えないが、設例のような乗合自動車事業で一般公衆バスと遊覽バスを兼營して従業員を兩職場に交替勤務させているような場合には、兩部分を分けることができるものと解する。

(2) 勞調法第八條の公益事業には、その事業に附帶していてもいなくても、その業務を行うのに缺くことのできない修理保全の業務を含むものである。

(三) 第十條

問 公職追放該當者を労働委員會の委員とすることができないことは承知しているが、同該當者を労働關係調整法の幹旋員とすることはどうか。

答 幹旋員についても委員會の委員と同様である。

(四) 第十二條

問 勞調法第十二條にもとづく幹旋員の指名は一つの事件について一名を指名するのが建前か、または一つの事件に二名以上の幹旋員を指名しても差支えないか。

答 勞調法第十二條に基く幹旋員の指名は一つの事件について二名以上でも差支えない。

(五) 第十八條

問 勞調法第十八條第一項第一號、第二號及第五號に基く調停の申請または請求ならびに同法第三十條にもとずく仲裁の申請がなされたとき、労働委員会はその申請請求のすべてを取り上げて調停あるいは仲裁を行わなければならないか。あるいは労働委員会において事件の内容その他の情勢を考えて申請の内容にかゝりなく別の方法（たとえば斡旋員による斡旋）によつて事件の解決に努めても差支えないか。

答 勞調法第十八條第一項第二號及び第五號にもとずく調停の申請または請求がなされた場合ならびに同法第三十條にもとずく仲裁の申請がなされた場合は原則として申請した者の意向を尊重すべきものであるが、労働委員会が事件の内容その他の情勢を考えて特に必要だと思ふときは、申請内容にかゝりなく別の方法によつて事件の解決に努めても差支えない。

(六) 第十八條

問 公益事業では労働者側の一方的な調停申請を認めておきながら官公吏の場合には公益事業よりも強度の争議行為の制限をしつゝ一方的調停申請を認めていないのは何故か。また現實に官公吏の労働組合より一方的に申請があつた場合労働委員会として如何に取扱つたらよいか。

答 労働関係調整法において行政又は司法事務に従事する官公吏については公益事業より強度の争議行為の制限をしつゝ、當事者の一方の申請による調停を認めていないのは右の官公吏の争議に對しては、使用者である官公廳は同時に國政の擔當者として適宜これを處理すべき立場にあることを考慮したものである。労働委員会としては官公吏の労働組合より一方的に調停申請のあつた場合、使用者である官公廳より申請がない限りそれにもとずいて調停を行うことはできないが、同法第二章によつて斡旋を行うことは差支えない。なお右とは別に同法第十八條

第一項第五號によつて行政官廳から調停の請求があつたときはそれにもとずいて調停することができる。
(七) 第三十七條

問 二以上の都道府縣にかゝる公益事業関係の労働争議において労働組合法施行令第三十六條第二項の指定が行われたときには、勞調法第三十七條の規定による三十日の豫告期間は何時から起算すべきか。

答 二以上の都道府縣にかゝる公益事業関係労働争議についてはその調停に關する事項は一應中央労働委員会の管轄であるから調停申請が中央労働委員会に對してなされたときはその申請が要件を具えている限り労働関係調整法第三十七條の三十日の豫告期間はその申請の日から起算される。

右の申請の後、労働組合法施行令第三十六條第二項により、厚生大臣が關係地方労働委員会の一を所轄委員会として指定した場合においても前項の起算日には變りない。

前項の指定地方労働委員会に對して指定前に調停申請がなされている場合には三十日の期間は指定の日から起算される。

地方労働委員会の干與していた事件を労働関係調整法第十八條第二項の規定によつて後に中央労働委員会が取上げた場合においても三十日の期間は地方労働委員会に申請をなした日から起算される。

(昭和二十二年三月五日勞發第一〇八號通牒参照)

(八) 第三十七條

問 公益事業関係の争議において、組合側より調停申請がなされ労働委員会において調停中組合側より前要求と性質の異つた新しい事項の要求がなされた場合（たとえば、首切り反對の要求が賃金値上げの要求に變つた場合）

九八
勞調法第三十七條の三十日の豫告期間の起算點は前の調停申請を行つた日であるが、又は新たな起算點を必要とするか。

答 新要求が前要求の一部の追加又は訂正と見るべき場合には同一争議とみなして、前の調停申請日が起算日となるが、まったく別の要求と見るべき場合には争議も別の争議となり三十日の期間についても別に取扱うべきであつて、その場合前要求についての交渉が打ち切られずに平行して進められる場合はそれぞれについて期間が進行すると見るべきである。要求の一部變更であるか、あるいは別の要求であるかを判定する基準は新要求が、調停をやりなおさなければならぬ程度のものであるかどうかによる。それ故設例の首切り反対が賃金値上げに移つていつた場合はそれぞれ別の争議と見るべきである。

第三十八條

問 勞調法第三十八條の具體的な適用範圍はどうか。

答 第三十八條の適用範圍の認定は左の基準によるものとする。

- (1) 本來の行政及び司法事務に従事する者並びに本來の行政及び司法の事務の遂行に缺くことのできない補助事務に従事する者は適用を受けるものとする。
- (2) 國又は公共團體の行う企業のうちこれと同種のもが現に民間企業として行われているもの及び企業の性質上民間においても行うことのできる事業に従事する者は適用を受けないものとする。
- (3) 右によつては第三十八條の適用の有無の認定が困難なものについては國又は公共團體の行政又は司法の事務に従事する官公吏その他の者の争議行為によつて國政の停廢することを防ぐ労働關係調整法の立法趣旨と勤勞

者の團體行動を保障する憲法第二十八條の精神とに基いてその認定を行うものとする。

右の基準によつて大體左のものが第三十八條の適用のないものとする。

(一) 左に掲げる官公署所屬施設の業務に従事する者。

(1) 官公署

(イ) 運輸省關係

左のものを除く全部

大臣官房、海運總局、陸運監理局(自動車部國營課を除く)、高等海員審判所、地方海員審判所、海運局、同支局及び出張所、海運監理部製作監督事務所

(ロ) 通信省關係

左のものを除く全部

大臣官房、電波局、航空保安部本部、並びに通信管理部門における電波に関する監督事務擔當の課又は係

(ハ) 大藏省關係

專賣局、地方專賣局、同支局及び出張所、印刷局、造幣局、同支局

(ニ) 都道府縣市町村關係

交通、電氣、水道、ガス事業の經營を專管する局、部、課

(2) 官公署所屬施設

(4) 試験所、研究所その他調査研究施設(但し検査又は檢定事務に従事する者を除く)

- (四) 専修講習所その他の教育養成施設
- (五) 工場事業場その他の工事作業所及び倉庫
- (六) 公園、運動場、病院、療養所、保健所その他の公共保健衛生施設
- (七) 図書館、博物館その他の公共文化施設
- (八) 市場、食堂、浴場その他の公共福利施設
- (九) 養老院その他の社会事業施設
- (十) 職員の共済福利施設

(二) (一)以外の官公署及び官公署所属施設の業務に従事する者のうち左に掲げる者及びこれに準ずる者。

- (1) 給仕、小使、掃除婦、その他雑役従事者
- (2) 門衛、巡視
- (3) 昇降機、自動車の運転手

(昭和二十二年一月二十六日發勞第二號通課參照)

問 第四十條

法第四十條に「この法律による労働争議の調整をなす場合」とあるのは、法第十六條、第二十八條及び第三十條にいう當事者が合意で行う別の斡旋調停及び仲裁の場合を含まないと解釋してよいか。もしそうとすればこの法律による調整の場合と別の方法による調整の場合と労働者の發言に對して法の保護を異にすることになるが立法の趣旨はどうか。

答 労働關係調整法第四十條において「この法律による労働争議の調整をなす場合」とあるのは、同法第十六條、第二十八條及び第三十五條にいう「労働争議の當事者が双方の合意又は労働協約の定により別の斡旋(調停、仲裁)方法」による場合を含まないものである。

右はこの法律によつて行う正規の斡旋、調停、仲裁に特に保護を與えようとする趣旨である。なお右の「この法律による労働争議の調整をなす場合において」は「労働者がなした發言」にのみかかつて「又は労働者が争議行為をなしたこと」にはかからないのであるから念のため申し添える。

勞政事務關係

労働省訓令第一號

都 道 府 縣
都道府縣労働基準局

最近労働問題の重要性は愈々加わり、これに伴つて労働行政は益々繁劇化して來たのであるが、労働行政従事者が従來拂われた献身的な努力と勞苦に對して、ここに深い感謝と敬意を表するものである。

多年の懸案であつた労働省は、愈々本日附を以て新しく發足することとなつたが、労働省設置の目的は、労働省設置法第一條に明記された通り、労働者の福祉と職業の確保とを圖り、もつて經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與することにある。

思うに、終戦後の混亂した日本經濟を立ち直らせて、これを再建の軌道に乗せるとともに、國民生活の安定を圖ることは、現下喫緊の要務である。しかしてこの問題に對する政府の施策の根幹となるべきものは、いふまでもなく労働政策である。労働者の福祉と職業の確保とを圖つて労働問題を圓滑に解決處理し、労働者の生活權を保障するとともに、労働者の生産性を思う存分に發揮させることなくしては日本經濟の再建も、國民生活の安定も成り立つことは不可能である。労働省の新設された所以は、實にここに存するのである。

このような労働省の使命と、労働行政の本質に鑑み労働行政に従事する者の日常の心構えとして特に重要なものは、次の二點であると考へられる。

第一に、労働省は公共に奉仕することを本旨とする省であり、労働行政に従事する者は常に労働者の福祉と國民

生活の安定とを念頭に置き、理解ある親切な態度をもつて國民に接しなければならぬ。

第二に、労働行政は最も能率的に運営され、常に時代の要請に應えなければならぬ。即ち、手續と事務の處理は、あくまでも簡易迅速を旨とし、いさゝかも停滞遅延する如きことがあつてはならぬ。

特に、労働行政の第一線機關である労政事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所の窓口における事務の運営は右の二點の趣旨を體して行うことが最も緊要であることを銘記し、第一線の窓口を國民の要望に向つて解放し利用者に対して積極的な便宜を供與し、もつてその信頼を勝ち得る如く事務の取扱に留意する事が必要である。

労働行政が圓滑に運営され、労働省の施策が所期の成果を収めるか否かは、一に懸つて労働行政に従事する者の活動と努力如何にある。労働行政に従事する者は、よく以上の趣旨を體得し、もつて職責の完遂に全幅の努力を拂われたい。

昭和二十二年九月一日

労働大臣 米 窪 満 亮

健全な労働組合

(昭二一・五・二二)

労働組合は労働組合法第二條の規定に合致し且つ同法第一條に述べられた目的に副うものでなければならぬ。これを更に具體的に言えば次の通りである。

(一)「労働組合の主たる目的は飽くまで労働條件の維持改善其他労働者の經濟的地位の向上を圖ることになければならぬ。」

- (1) もとよりこの目的を達成するために附隨的に政治運動をすることは差支えない譯であるが、政治運動といつてもその内容や態容は種々あるのであつて、右の目的に關連して公職の候補者を組合が推薦することや、特定の政治問題について組合としての意見や要求等を表明しそのため一般國民に許される言論、報導、出版等の施設や機會を利用することは何ら支障はないけれども、このような目的をストライキ等の實力行爲によつて達成しようとすることは民主政治の原理に背馳するものといわねばならない。政策の實現を目的とすることは政黨の任務であつて、労働組合の活動としてこれを行うことは組合の本質を逸脱するものであり議會主義を否定するものである。
- (2) 労働組合が秩序ある團體交渉により使用者との間に労働協約を締結し、これによつて兩者の間に圓滿な勞使關係を成立せしめ、すべての労働者が満足して働いて労働能率を増進するとともに、組合がその團結と自己規律の力によつて産業平和の維持に努め、積極的に經濟の復興に寄與することこそ労働組合に對して最も期待される所である。

(3) 更に労働組合は福利共濟等の相互扶助的活動及び組合員のための文化教育活動を活潑になすべきでありそこに組合の日常的活動の分野が存する。殊に日本の現在の労働組合の如く歴史が浅く基礎の十分鞏固でない組合にあつては、この種の活動は組合員を強く組合に結びつけ組合を永續的なものとするため是非とも必要である。

(二)「労働組合は組合員全體のためのものであり飽くまでその自主性を堅持すると共にその運営は民主的でなければならぬ。」

- (1) 労働組合は組合員のためのものであるからその組織及び運営は組合員の意思にもとづく自主的なものでなければならぬのであつて、使用者の支配を受けたり第三者の指導に盲従するものであつてはならない。
- (2) 更に労働組合は組合員全體のためのものであるから、その運営は組合員全體により民主的に行はなければならぬ。

らないのであつて、組合員の一部の者によつて獨裁的に行はれてはならない。

例えば組合の役員は組合員の自由な無記名投票によつて選舉されるべきであり、争議行為突入や組合員の除名等の重大事項は必らず總會に於て民主的に決定されるべきである。即ちこの場合少数者の意見も十分發表する機會を與へられなければならないがその決定については當然多數決の原則が守られるべきである。

(3) 組合の運営を眞に自主的且つ民主的にするために組合員の教養を高めることに不斷の努力をすると共に組合の財政的基礎を鞏固にすることが是非とも必要である。なお組合の會計經理は特に公正を期し收支の内容は組合員に明確にされなければならない。

(三) 「労働組合の行動は飽くまでも合理的で秩序を守るものでなければならぬ。」

組合は強力でなければならないが、その強力化された立場を利用して、自分達だけの利己的な考えから不合理な要求をしたり無理押しをしてはならない。特に團體交渉の際や不幸にして紛争が平和的に解決されないで同盟罷怠業等の争議行為を開始する場合には、その行動は飽くまで正々堂々フェア・プレーの精神に従つて十分の責任をもつて行はなければならない。暴行、器物毀棄等犯罪となるような行為にすることは自ら組合運動を冒瀆するものである。更に組合は争議行為その他の團體行動をなすに當つては常に公共の福祉を顧慮すべきものであり、その権利を濫用してはならない。このことは民主的文化的國民として當然のことである。すべての権利は常に公共の福祉のために利用すべきものとする新憲法第十二條の精神を充分に理解し遵守しなければならない。労働組合が以上のような方向に進むように組合を育成指導することこそ労働行政の任務である。

労働情勢報告例規

(昭和二十一年六月十日
厚生省訓令第三八三號)

第一章 總 則

第一條 報告は、これを定期報告及び随時報告の二種とする。

第二條 定期報告は、これを週報、月報及び半年報の三種とする。

前項の報告は、夫々所定の期限内に、本省に必着するやうにしなければならない。

該當事項がないときでも、其の旨を報告せねばならぬ。

第三條 随時報告は、この例規に規定する諸事項はもとより、この例規に規定する以外の労働事情に關しても、常に調査觀察に努め、其の調査結果で重要なものは、すみやかに之を本省に申報しなければならない。

第二章 定期報告

第一節 週 報

第四條 毎年一月一日から起算し、毎週間に發生した労働争議の件數及び参加人員について、各週末の翌日中に、電文例第一號により之を電報しなければならない。

第二節 月 報

第五條 次の報告は月報とし、當月中の該當事項について、翌月十五日までに必着するやう所定の様式によりこれを

しなければならぬ。

一 労働争議月報(二部)

第一號様式

第三節 半年報

第六條 次の報告は半年報とし、夫々毎年六月末日及び十二月末日現在により、該當事項に關し、各翌月二十日まで必着するやう所定様式によりこれをしなければならぬ。

- 一 單位労働組合調(二部) 第四號様式。
- 二 労働組合聯合團體調(二部) 第五號様式。
- 三 單位勞資協調團體調 第六號様式。
- 四 勞資協調團體聯合團體調 第七號様式。
- 五 使用者團體調(二部) 第八號様式。
- 六 労働者福利厚生團體調 第九號様式。

第二章 隨時報告

第一節 労働争議に關するもの

第七條 つぎに該當する労働争議が発生したときは、直ちに第二號様式により、これを速報(三部)すると共に、當該争議解決したときは、遅滞なく第三號様式により報告(三部)しなければならぬ。但し短期間に解決したものに付ては、第二號様式による速報を省略し、直ちに第三號様式により報告しなければならぬ。

- 一 同盟罷息業、事業管理、作業場閉鎖を伴ふ労働争議。
- 二 公益事業關係の労働争議。
- 三 その他注目を要する労働争議。

前項各號の労働争議中、重要なものについては、取り敢へず争議が発生した工場事業場名、参加人員數、主要原因及び同盟罷息業、事業管理、工場閉鎖の有無を電報しなければならぬ。

第八條 前條第一項各號の労働争議で、その争議期間が長期に亘るものについては、必要に應じその狀況に關し逐次適宜中間報告(三部)をしなければならぬ。此の場合、當該争議に關する既報の文書番號及び年月日を記入しなければならぬ。

第二節 労働關係諸團體に關するもの

第九條 つぎに掲げる團體が設立されたときは、その都度各々所定の様式により報告しなければならぬ。此の場合、規約(會則)、宣言、綱領の寫を添附しなければならぬ。

- 一 單位労働組合 第四號様式。
- 二 労働組合聯合團體 第五號様式。
- 三 單位勞資協調團體 第六號様式。
- 四 勞資協調團體聯合團體 第七號様式。
- 五 使用者團體 第八號様式。
- 六 労働者福利厚生團體 第九號様式。

前項各號の團體が、分裂又は合併に因り設立されたものであるときは、前項各報告に、その経緯を附記しなければならない。

第一項各號の團體が解消(完全消滅)したときは、その名稱、年月日並びに原因及び経緯を報告しなければならない。

第十條 左記各號の一に該當するものの年度大會(又はこれに代る會議)の狀況、重要な會議の決議事項その他注目を要する狀況がある時は、その都度これを速報しなければならない。

- 一 労働組合聯合團體。
- 二 組合員一千人以上の労働組合。
- 三 労資協調團體聯合團體。
- 四 團體員一千人以上を有する労資協調團體。
- 五 使用者團體。

第十一條 労働關係諸團體の大衆運動があるときは、その目的、動員人數、その他注目を要する狀況をその都度速報しなければならない。

第三節 労働協約に関するもの

第十二條 労働協約が締結されたときは、その都度當事者である使用者又は使用者團體の名稱、労働組合の名稱及びその加盟團體の名稱、工場事業場名、従業員總數(職員、勞務者各男女別)、協約の適用を受ける従業員數(職員、勞務者各男女別)、締結年月日及び締結に至つた事情等に関し報告すると共に、協約の寫(二部)を送附しなければならない。労働協約が改訂されたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

第十三條 労働協約に基いて、經營協議會、工場委員會等が設置されたときは、其の規定の寫(二部)を送附しなければならない。

第四節 労働委員會に関するもの

第十四條 地方労働委員會の決議、建議其他労働組合法第二十七條の規定に基いてつかさどつた事務で、主要な活動狀況は、其の都度報告(二部)しなければならない。

第五節 その他

第十五條 労働争議でない集團事件等で、注目を要するものが發生したときは、その都度報告しなければならない。

第十六條 つぎの事象に對する労働者、使用者及び労働關係諸團體の意向及び運動並びに労働者の勤務狀況等に関して、注目を要する事項は、その都度報告しなければならない。

- 一 天災事變。
- 二 法令の制定又はその改廢。
- 三 帝國議會、都道府縣會及び市町村會。
- 四 帝國議會、都道府縣會及び市町村會の議員選舉。
- 五 その他特殊な事象。

労働省 労働局長 殿

(文書番號)

昭和 年 月 日

都道府縣知事 名

報月

労働争議月報 (月分)

争議發生の工場事業場名		産業別(小分類)		従業員總數及び争議参加人員		發生年月日		解決年月日		争議當事者(組合名及び團體名)		主要な要求事項		主要な解決條件		調停仲裁者名		應援者又はその系統	
従業員總數		争議参加人員		調停		仲裁		調停		仲裁		調停		仲裁		調停		仲裁	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者
否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成	

従業員總數		争議参加人員		調停		仲裁		調停		仲裁		調停		仲裁		調停		仲裁	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者	職員者	労働者
否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成		否成	

注意 一、本報にはつぎのものについて、發生年月日順に記載し、未解決のもので前月報告したものを、繰返し、漏れなく記載すること。

- (イ) 當月前に發生し、當月前に解決したもので、報告に漏れて居たもの。
- (ロ) 當月前に發生し、當月中に解決したものの。
- (ハ) 當月前に發生し、當月中に尙解決しなかつたものの。
- (ニ) 別途第二號及第三號様式による既報のものについては、争議發生の工場事業場名及び發生解決年月日の各欄にのみ記入し、他の欄の記入は、これを省略すること。
- (ホ) 未解決のものについては、解決年月日欄に「未解決」と記入すること。
- (ヘ) 従業員總數及び争議参加人員は、横書きすること。
- (ニ) 従業員總數及び参加人員の中に、労働組合員あるときは、() 附し、内書きすること。
- (ヘ) 要求事項中、最重要要求と見られる要求事項の一項目に付、その上に○印を附すること。

労働省勞政局長殿 (文書番號) 都道府縣知事名
昭和 年 月 日
單位労働組合調

		都道府縣名	
組合名			
所在地			
代表者及 主要役員 職氏名			
設立 年月日	年 月 日	届出 年月日	年 月 日
組織別	法人格 の有無	組合費	票據 番號
組合員の 資格に關 する制限			
關係工場 事業場名			産業中 分類
加盟聯合 團體名	支持 政黨名		
主要な 附帶事業			
備考			
	労働組合員數		關係工場事業場従業員數
	職員	勞務者	計
男			
女			
計			

注意

- 一、用紙の大きさは、B5 (半紙) 大にすること。
- 二、この表は、自都道府縣に在る單位労働組合につき作成すること。
支部の名稱を用ふるものであつても、本部の組合規約とは別に、法第七條に基く独自の組合規約を有し、独自の活動をするこ
とができるものは、單位労働組合として本表に記入すること。さうでない支部は、本部に含めて記入すること、此の場合、本
部と支部が他府縣に跨る場合であつても、本部に含めて記載すること。
- 三、組織別欄には、「産業別」「職業別」「その他」に区分し、其の何れかに記入すること。「産業別」とは、同一産業の従業員を以
て組織する組合、「職業別」とは、同一職業の従業員を以て組織する組合、「その他」とは、産業職業に拘泥することなく、地域
、單位等に組織する組合を言ふ。
- 四、組合の合併、分裂、改組等があつたものについては、其の旨備考欄に記載すること。
- 五、産業及び交通業の産業分類は其の小分類を記載すること。

労働省労政局長殿 (文書番號) 都道府縣知事名
昭和 年 月 日

勞資協調團體聯合團體調

第七號様式

		都道府縣名				
團體名						
所在地						
代表者及び主要役員職氏名						
設立年月日		臺帳番號				
組織別		法人格の有無				
團體員格		會費				
關係工場事業場名						
構成團體名		團體數計				
加盟上級團體名		支持政黨名				
主要な事業		産中分類				
備考						
團體員總數	職 員		勞 務 者		合 計	
	男	女	計	男	女	計

注意 1. 第五號様式注意書各項を参照すること。

労働省労政局長殿 (文書番號) 都道府縣知事名
昭和 年 月 日

單位勞資協調團體調

第六號様式

		都道府縣名				
團體名						
所在地						
代表者及び主要役員職氏名						
設立年月日		臺帳番號				
組織別		法人格の有無				
團體員格		會費				
關係工場事業場名						
上記事業場に労働組合あるもの組合名		組合員數				
加盟聯合團體名		支持政黨名				
主要な事業		産中分類				
備考						
男	團 體 員 數		關係工場事業場従業員數			
	職 員	勞 務 者	計	職 員	勞 務 者	計
女						
計						

注意 1. 第四號様式注意書各項を参照すること。

一三五

一三四

労働省労政局長殿 (文書番號) 都道府縣知事名
昭和 年 月 日

労働者福利厚生團體調

第九號様式

										都道府縣名								
團體名																		
所在地																		
代表者及び主要役員職氏名																		
設立年月日										法人格の有無								
<table border="1"> <tr> <td>團體の財産</td> <td>基金</td> <td>圓</td> <td>其他</td> <td>計</td> <td>圓</td> </tr> </table>													團體の財産	基金	圓	其他	計	圓
團體の財産	基金	圓	其他	計	圓													
關係工場事業場又は團體名										産業中分類								
加盟上級團體名																		
主要な事業																		
備考																		
團體員數	職員			勞務者			合計											
	男	女	計	男	女	計	男	女	計									

注意 1. 第四號、第五號様式注意欄各項を参照すること。
2. この調査の福利厚生團體とは労働者を対象とする消費組合、購買組合、共済組合、教育團體又はこれらの複合團體を總稱するものとする。

一三七

労働省労政局長殿 (文書番號) 都道府縣知事名
昭和 年 月 日

使用者團體調

第八號様式

										都道府縣名																												
團體名																																						
所在地																																						
代表者及び主要役員職氏名																																						
設立年月日										臺帳號																												
組織別										法人格の有無			會費																									
會員の資格																																						
<table border="1"> <tr> <td>會員名</td> <td colspan="12"></td> </tr> <tr> <td colspan="13" style="text-align: right;">會員數計</td> </tr> </table>													會員名													會員數計												
會員名																																						
會員數計																																						
加盟上級團體名										支持政黨名																												
主要な附帶事業																																						
備考																																						

注意 1. 第四號様式、第五號様式注意欄各項を参照すること。

一三六

電文例 第一號

- (イ) 當週に争議がなかつた場合……………「争議なし」道府縣名
- (ロ) 當週に争議があつた場合……………「争議〇〇件、〇〇人」道府縣名
- (ハ) 當週に争議があり且前週の争議……………「争議〇〇件、〇〇人」「追報〇〇件、〇〇人」道府縣名
- (ニ) 當週に争議がなく前週の争議で……………「争議なし」「追報〇〇件、〇〇人」道府縣名

地方労働委員会活動状況報告について

(昭和二十二年四月二十二日勞發第二一四號) 勞政局長ヨリ 都道府縣知事宛

労働組合法施行後一ケ年を経過して、労働委員会の重要性は益々増大しつゝあるのであるが特に労働組合運動及び労働争議は全国的規模に於て行はれるものが多くなつてをり、又個別的、地方的の組合運動及び争議と雖も全国的關係において之を見なくてはならないものが多くなつて來た。従つて中央労働委員会、労働省勞政局と地方労働委員会、地方労働政主管課との緊密且つ迅速な連絡が一層必要となつて來たのである。

G・H・Qに於ても地方労働委員会の活動を重視し、之を一層活潑、積極的ならしめると共にその活動状況の報告の正確、迅速なることを要望してゐる。

よつて今後は昭和二十一年六月十日厚生省訓令第三八三號「労働情勢報告例規」第三章第四節第十六條の「労働委員会ニ關スルモノ」の報告は左記に依つて報告されたい。

従來の報告には往々にして脱漏があり又は期限に遅れることが多かつたが、本報告はG・H・Qに報告する關係もあるから、絶対にかゝることのない様に注意されたい。

追つて昭和二十一年十月十四日勞發第五七三號の通牒による報告は之を廢止する。
本報告は昭和二十二年四月分から實施する。

記

一、地方労働委員会總會開催報告

- (1) 本報告は隨時報告とし、定例及び臨時の總會開催の都度報告すること。
- (2) 本報告の内容は議事録寫を以て之にあてる。議事録には少くとも左の事項を記述すること。

- (一) 開催日時及び場所
- (二) 協議事項(議題)
- (三) 各委員出席状況
- (四) 議事内容

(3) 表題は「〇〇縣(都道府)地方労働委員会第〇回定例(臨時)總會開催報告」とし回数は昭和二十一年三月一日労働組合法施行の日以後における定例及び臨時のすべての總會を通じて一貫番號を附すること。

二、地方労働委員会月報

本報告は毎月報告とし左の十二項目につきその月中の異動若くは事例の有無及び異動又は事例のあつたときはそ

の内容を翌月十五日迄には必着する様に報告すること。各項目につき該當事項のないものについてもその旨報告すること。

地方労働委員会委員異動報告

地方労働委員会諸規程制定改廢報告

地方労働委員会事務局職員異動報告

地方労働委員会豫算報告

幹旋員候補者異動報告

労組法第六條關係報告

労組法第十一條及び労調法第四十條關係報告

労働争議幹旋報告

労働争議調停報告

労働争議仲裁報告

建議報告

其の他の活動狀況報告

(1) 地方労働委員会委員異動報告は左によること(本報告には臨時調停委員は含まない)

(一) 委員の一部又は全部の委囑及び臨時委員の委囑のあつたときは少なくとも左の事項を記述すること。

(1) 改選又は委囑の事由

(ロ) 選出方法

(ハ) 選出経過

(ニ) 其他特記すべき事項

(二) 異動のあつた委員及び臨時委員については別記第一號様式により名簿を添附すること。

(1) 會長については◎印 會長代理については○印 臨時委員については△印を夫々氏名の上に附すること。

(ロ) 氏名には振假名を附すること。

(ハ) 第三者、使用者代表、労働者代表の別は氏名の側に表示すること。

(ニ) 「現職」及び「経歴」は職業、職場に於ける地位及び経歴と、労働運動關係又は使用者團體關係の地位及び経歴との兩者を具體的に記すること。

(ホ) 「政黨關係」は判明してゐる程度を記せば足る。

(ニ) 解囑者については「氏名」及び「解囑年月日」を記し且つ「備考」又はその他適當の欄に解囑の事由を記すこと。

(2) 地方労働委員会諸規程制定改廢報告は運営規程をはじめ審査手續、提訴手續、審査準則、提訴書様式等すべて法規的性質を持つ取決め一切を、その制定改廢のあつた月に、その日附と共に報告すること。

(3) 地方労働委員会事務局職員異動報告は地方労働委員会事務局職員に關する異動を別記第二號様式により報告すること。

(4) 地方労働委員会豫算報告は豫算(當初、追加、更生)の決定したとき及び國費の配賦を受けたときその都度そ

の内容を報告すること。尙人件費に増減のあつたときは定員表を別記第三號様式により添附すること。

(5) 幹旋員候補者異動報告は労働關係調整法第十條により委嘱され幹旋員名簿に登録された幹旋員候補者に関する異動を別記第四號様式により報告すること。

記載方法は第二號様式に準ずる。

(6) 労組法第六條關係報告は同條の規定により地方労働委員會が労働組合の資格審査をなした事例につき報告するものとし少なくとも左の事項を記述すること。

(一) 當該月中の審査組合數

(二) 不適合と決定された組合について各件別に名稱、理由、審査の経過、並に決定をうけた組合、労働委員會及び行政廳のつた處置

(三) 不適合の決定には至らなかつたが委員會が規約の變更等の勸告をなした組合について(二)と同様の事項

(四) 提訴によつて審査を行つた事例については各件別に提訴者及び被提訴組合名、提訴の理由、提訴に至つた事情及び審査の経過及び結果等

(五) 其他特記すべき事項

(7) 労組法第十一條及び労働調法第四十條關係報告は同條違反の疑あるものとして地方労働委員會の審査した事例すべてについて報告すること。即ち審査の結果違法と決定されたもの、提訴によらずして委員會が職權を以て審査したもの、調停其他の手續中附隨的に發生し審査をしたもの、提訴取下げ、妥協等で審査を途中で打切つたもの等についても洩れなく報告するものとし各件別に少くとも左の事項を記述すること。

(一) 事件番號

(二) 兩當事者名、場所、日時、事業の種類、提訴によるときは提訴者名、提訴年月日、提訴事由、及び事件の概要

(三) 審査の経過、關係委員の氏名、委員會のつた措置又は決定、及びその理由(決議書寫添附) 決定年月日、檢察廳に請求したるときはその年月日

(四) 委員會のつた措置又は決定について兩當事者及び裁判所のつた處置

(五) 裁判所の審理経過及び結果

(六) 其他特記すべき事項

(8) 労働爭議幹旋報告、労働爭議調停報告、労働爭議仲裁報告は労働關係調整法第二章乃至第四章の規定による労働爭議の幹旋、調停、仲裁の事例について報告するものとし、各件別と少くとも左の事項を記述すること。

(一) 事件番號

(二) 兩當事者名、場所、日時、事業の種類、従業員數

(三) 幹旋、調停、仲裁に附するに至る迄の経過、擔當幹旋員、調停委員、又は労働委員會小委員會委員の氏名

(四) 幹旋、調停、仲裁の経過及び結果(調停案、仲裁書寫添附)

(五) その後の兩當事者の態度

(六) その他特記すべき事項

(9) 建議報告は労働組合法第二十七條第二項の規定により地方労働委員會が行政廳に對してなした建議について報

告するものとし、少くとも左の事項を記述すること。

- (一) 建議主題
 - (二) 建議年月日、建議した行政廳名、建議に至る迄の経緯
 - (三) 建議の内容(建議書寫添附)
 - (四) 建議の結果行政廳のとつた處置
 - (五) 労働者、使用者、その他の関係者及び一般に與へた影響、その他特記すべき事項
- (10) 其の他の活動狀況報告は(1)乃至(9)に擧げた以外の地方労働委員會の活動中顯著なものにつき報告するものとし概ね左の事項が考へられる。

- (一) 労働組合法第八條の規定による決議
 - (二) 同法第十五條の規定による申立
 - (三) 同法第二十四條の規定による決議
 - (四) 同法第二十七條第一項第一號及び第二號の規定による委員會の活動中重要なもの
 - (五) (一)乃至(四)に掲げた事項に關連する事項
 - (六) 講習會、講演會、懇談會その他の宣傳、啓蒙運動、調査活動等法令に規定のない行爲で重要なもの
- (11) (1)乃至(10)にかゝげた報告で前月から持越されてゐる事項又は翌月に持越される事項についてはその月中の経過を報告すること

三、労働組法第十一條及び労働調法第四十條關係の事例及び労働爭議の斡旋、調停、仲裁に關して特に重要と思はれる事

例については發生後直ちにその事件番號及び事件の概要を速報すること、その場合要すれば電報又は電信によつてもよす。

四、本報告は同文三通を作製し一通を中央労働委員會事務局長宛に、二通を労働省勞政局長宛に送附すること。

五、本報告中に要する事件番號は左によつて之を附すること。

- (1) 労働組法第十一條及び労働調法第四十條關係事件を不當労働處遇事件として一括し、労働委員會の取扱つた労働爭議の斡旋、調停、仲裁を労働爭議の調整事件として一括し兩者別々に委員會の處理開始月日順に通し番號を附すること。
- (2) 同一の爭議から調停と十一條關係事件とがおこつたやうな場合も事件番號は別々に附すること。
- (3) 同一爭議が斡旋と調停と兩方にかゝつた様な場合は同一番號を附すること。
- (4) 地方労働委員會の取扱つた事件と同一事件の一部又は全部を中央労働委員會又は他の地方労働委員會で取扱つた場合でも、當該都道府縣地方労働委員會としては獨自に自己の事件番號を附すること。
- (5) 不當労働處遇の事件番號は東京都勞委にあつては「都委不第〇號事件」北海道勞委にあつては「道委不第〇號事件」その他の府縣勞委にあつては府縣の頭文字一字(頭文字の同じもののある府縣ではその府縣名)を用ひたとへば廣島縣勞委にあつては、「廣委不第〇號事件」(大分縣にあつては大分委不第〇號事件)の如く附すること。

労働爭議の調整の事件番號については前項の「不」を「争」とする。即ち「都委争第〇號事件」「道委争第〇號事件」「大分委争第〇號事件」の如く記すこと。

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の
受諾に伴ひ發する命令に關する件に基く労働に
關する團體の役員えの就職禁止等に關する件

第一條 大日本産業報國會、大日本勞務報國會、日本海運報國會、(これらの團體の支部その他下部組織を含む。但し、大日本産業報國會については、都道府縣産業報國會。)財團法人協調會及び労働大臣の指定する労働に關する團體の主要役員に在つた者(昭和十二年七月七日以後昭和二十年九月二日までの間において在職したものに限る。)は、現に労働に關する團體の役員に在るときは、その職から去らしめられ、及び労働に關する團體の役員に就くことができない。

前項の主要役員に關する團體は、主務大臣がこれを定める。

第一條の二 前條第一項に規定する者のほか、昭和二十二年勅令第一號(公職に關する就職禁止、退官、退職等に關する勅令)の規定に依り覺察該當者として、指定を受け其の結果公職から去らしめられ、又は公職に就くことを禁ぜられた者は、現に労働組合の役員に在るときは、その職から去らしめられ、及び労働組合の役員に就いてはならない。

第二條 東京労働自治聯合會、神奈川縣勞務協會及びこれらに類似する労働團體(その支部その他の下部組織を含む)は、解散する。

前項の東京労働自治聯合會及び神奈川縣勞務協會に類似する労働團體は、主務大臣がこれを指定する。

第三條 前條第一項の團體が所有し又は占有する資産に關する取引はこれをなすことができない。

主務大臣は、前項の資産(帳簿書類及び記録を含む)を接收保管するものとする。

第一項の資産は、これを公共の用途に使用することができる。

第四條 主務大臣又は都道府縣知事は、第二條第一項の團體の關係者に對し、前條第二項の資産に關し必要な届出をさせ、又は當該官吏をして必要な場所に臨檢し帳簿その他の檢査をさせることができる。

第五條 第一條の規定に違反して引續き労働に關する團體の役員に在る者または労働に關する團體の役員に就いた者、及び第一條の二の規定に違反して引續き労働組合の役員に在る者または労働組合の役員に就いた者は、これを一年以下の懲役または三千圓以下の罰金に處する。

第六條 第四條の規定による届出をなさず、若しくは虚偽の届出をなし又は檢査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、これを千圓以下の罰金に處する。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

参考

厚生省告示第一號
運輸
厚生省告示第七號

一 主要役職員の範圍

(一) 大日本産業報國會

中央本部

會長、理事長、次長、理事、局長、部長、(室長を含む)地方部長、中央鍊成所長、常任顧問、顧問、評議員、監事、機關誌編集責任者

都道府縣産業報國會

會長、副會長、理事、事務局長、顧問、相談役、監事

(二) 大日本勞務報國會

中央本部

會長、理事長、理事、局長、部長(室長を含む)、地方部長、常任顧問、顧問、評議員、監事、機關誌編集責任者

都道府縣勞務報國會

會長、副會長、理事、事務局長、顧問、監事

都道府縣勞務報國會支部

支部長、副支部長

都道府縣勞務報國會分會

分會長

(三) 日本海運報國會

中央本部

總長(團長を含む)、理事長、理事、部長、顧問、評議員、監事

支部

支部長

(四) 財團法人協調會

會長、副會長、理事、部長

(五) 愛國勞働組合全國懇話會

常任委員

(六) 日本産業勞働俱樂部

理事長、副理事長、常任理事

(七) 日本勞働組合總聯合

會長、副會長、中央執行委員

(八) 愛國勞働農民同志會

(昭三三、一三、一四公布)
(昭三三、一三、一八改正)
(昭三三、一三、一三公布)

會長、顧問、相談役、總務委員、本部理事

(九) 愛國従業員組合總聯盟

會長、副會長

二 労働に關する團體

(一) 労働組合

(二) 労働者の共済、福利、厚生事業を目的とする團體

(三) 労働者に對する物資の配給施設の提供を目的とする團體

(四) 労働者の募集又は供給に關する事業を目的とする團體

(五) 労働者の職業指導又は職業補導を目的とする團體

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の
受諾に伴い發する命令に關する件に基く労働に
關する團體の主要役員への就職禁止等に關す
る件依命通牒

(昭和二十二年一月十八日勞發第十五號)
(勞政局長勸勞局長ヨリ都道府縣知事宛)

さきに昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一號を以て公布施行せられた首題の件は、其の省令實施の狀況に鑑み其の趣旨の徹底擴充を圖るため昭和二十二年一月十八日其の一部の改正が實施せられた故左記事項御留意の上これが

施行に遺憾無きを期せられ度。

記

一、省令中今般改正せられたのは概ね次の三點なること。

(イ) 舊省令においては戰時愛國的労働團體たる大日本産業報國會ほか三團體の主要役員が排除せらるゝものとして定められてあつたが、今般新に「厚生大臣の指定する労働に關する團體」が追加せられた。なおこの厚生大臣に依る團體の指定は近く別途實施せらるる見込である。

(ロ) 舊省令に於ては戰時愛國的労働團體の主要役員であつた者が労働に關する團體の主要役員に就くことが排除せられてゐたのであるが、今般の改正ではこれ等の該當者は其の名義の如何を問はず労働に關する團體の如何なる役員に地位にも留まり又は就く事を禁止せられた。

(ハ) 舊省令に於ては財團法人協調會に關しては昭和十二年七月七日以後昭和二十年九月二日までの間の在職者に限定せられてゐたものを他の三團體及び今後厚生大臣により指定せらるべき労働に關する團體にも適用する。

二、告示において新に追加指定せられた主要役員について

(イ) 該當主要役員の名、役職名、在職期間、現に労働に關する團體の役員たるものは其の役職名等を前回の報告様式例に依り一月末日迄に報告せられ度。

(ロ) 一部都道府縣産業報國會に在りては今般追加指定せられたる主要役員中該當役職名が無い場合があるから留意せられ度。

三、本省令にいわゆる労働に關する團體とは概ね別表に於て例示する如きものであるが、これ等團體中正常なる労働

行政の進展上これを奨励助長するを適當と認めらるゝものについては就職禁止該當者を退職せしめ、團體規約中反民主的なるものあるときは之を改正し機構を民主化した場合には之を解散せしむる事なく存置せしめても差支へないものであるから右の趣旨に依り適當に取計われ度い。

四、省令該當者に對しては夫々其の旨通知を發し本人の注意を喚起せしめるよう致されたい。
(別記)

(一) 労働組合

- (1) 単位労働組合(未届をも含む)
- (2) 労働組合連合團體(未届をも含む)
- (3) 労働組合連合團體でない常置的な労働組合の協議會

例 全國労働組合懇談會、愛知縣東三地方労働組合會議等

(二) 労働者の共済・福利・厚生事業を目的とする團體

- (1) 共済組合及之に類似する事業を行ふ團體
例 厚生團、共済組合、工場共済組合、弘濟會、扶助會又は互助會等
- (2) 信用組合及び之に類似する事業を行ふ團體
例 工場信用組合、鑛山金融會、土建事務所、無盡講等
- (3) 保健に関する團體
例 健康保險組合連合會、船員保險會、社會保險協會、病院、療養所等

(4) 住居に関する團體

例 借家(アパート、寄宿舎を含む)人組合

(5) 教育に関する團體

例 中央労働學園、工場職工學校、鑛山青年學校、技術の養成所、幼稚園、託兒所

(6) 體育運動に関する團體

例 體育會、乘馬會、野球クラブ等

(7) 慰安娛樂に関する團體

例 移動映畫、演劇協會、労働會館、職員クラブ

(8) 安全運動に関する團體

例 産業安全協會

(三) 労働者に對する物資の配給施設の提供を目的とする團體

- (1) 消費組合、購買組合、協同組合及之に類似する事業を行ふ團體
例 消費組合、購買組合、協同組合、産業共榮會等
- (2) 給食施設に関する團體
例 給食施設連合會、營養食配給所等
- (3) 物資配給を事業とする團體又は會社
例 職域生活物資協會、職域物資配給組合、勞務者物資配給協議會

(4) 物資配給を主要目的とする其の他の團體

例 産業福利協會、工業會(一部のもの)、工場懇談會(一部のもの)、工場協會(一部のもの)、鑛業會(一部のもの)

(四) 労働者の募集又は供給に関する事業を目的とする團體

例 職業協會

(四) 労働者の職業指導を目的とする團體

例 職業補導協會、職業指導協會等

(備考)

(1) 前記(二)及び(三)の團體は一事業場單位の團體をも含むものとする。

(四) 日本協同組合中一般市民をも對象とする團體に於ては全國又は府縣を單位とする團體は之を除き直接労働者を對象とするものとす。

労働委員會關係

中央労働委員会運営規程

第一條 委員會ハ左ノ場合其ノ都度會長之ヲ招集ス

一、都道府縣知事ノ爲シタル労働組合法（以下法ト稱ス）第六條ノ規定ニ依ル決定又ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ命令ニ對スル異議ノ申立ニ付労働大臣ヨリ附議アリタルトキ

二、法第二十四條ノ規定ニ依リ二以上ノ都道府縣ニ亘ル労働協約ノ適用ニ付協約當事者ノ雙方若ハ一方ヨリ申立アリタルトキ又ハ労働大臣ヨリ附議アリタルトキ

三、法第二十七條第一項第二號又ハ第三號ノ事務ニ付労働大臣又ハ委員ヨリ附議アリタルトキ

四、同法施行令第三十九條第二項ノ規定ニ係ル事案ニ付労働大臣ヨリ附議アリタルトキ

五、其ノ他會長必要アリト認メタルトキ又ハ労働大臣若ハ委員ヨリ招集ノ要求アリタルトキ

労働大臣又ハ委員、委員會ノ招集ヲ請求セントスルトキハ附議事項及希望日時ヲ具シ會長ニ對シ之ヲ爲スモノトス
會長委員會ヲ招集セントスルトキハ労働大臣ヨリノ請求ニ因ル場合ノ外其ノ附議事項及日時ヲ労働大臣ニ通報スベシ

第二條 會議事項ノ有無ニ拘ラズ毎月一回定例會議ヲ開キ事務ノ連絡並ニ意見ノ交換ヲ行フモノトス

第三條 本委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、労働者ヲ代表スル委員及第三者タル委員各三名以上出席スルニ非ザレバ決議ヲナスコトヲ得ズ

出席委員中使用者ヲ代表スル委員同數ナラザル場合ニ於テ出席委員ヨリ要求アリタルトキハ期間ヲ限り決議ヲ延期

スルコトヲ得

一五〇

第四條 法第六條、第八條及第二十四條ノ規定ニ依リ決議ヲ爲ス場合並法第二十七條第二項ノ規定ニ依リ建議ノ決議ヲ爲ス場合ノ外會長ハ專案ニ依リ委員會ニ代ヘ小委員會ヲ招集スルコトヲ得此ノ場合會長ハ使用主ヲ代表スル委員及労働者ヲ代表スル委員ニ付各同數ヲ指名スルコトヲ要ス、

委員ハ前項ノ規定ニ依ル會長ヲ指名ニ關シ希望ヲ述ブルコトヲ得

第五條 會長委員會ヲ招集セントスルトキハ緊急已ムヲ得ザル場合ノ外尠クトモ三日前述ニ會議事項及日時ヲ委員ニ通知スルト共ニ労働大臣ニ通報スベシ

第六條 委員病氣其ノ他ノ事由ニ因リ會議ニ出席スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ事務局局長宛ニ速報スベシ委員一週間以上ノ旅行其ノ他ノ事由ニ因リ不在トナルトキハ豫メ事務局局長宛連絡先ヲ通知スベシ

第七條 法第六條、第八條及第二十四條ノ規定ニ依リ労働大臣ヨリ附議セラレタル事項ハ特別ノ事情ナキ限り附議ノ要求アリタル日ヨリ十日以内ニ決議スベキモノトス

委員會前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ理由ヲ附シタル決議書ヲ作成シ労働大臣ニ送付スベシ

第八條 委員會ノ議事ニ付テハ事務局局長ハ議事録ヲ作成スルモノトス

第九條 會長ハ委員會ノ決議ニ依リ評議ノ顛末又ハ意見ノ多少ヲ公表スルコトヲ得

委員ハ會長ノ承認ナクシテ前項ノ事項ヲ公表スルコトヲ得ズ

第十條 會長ハ委員會開催ノ顛末ヲ其ノ都度労働大臣ニ報告スベシ

第十一條 法第二十七條第二項ノ規定ニ依リ他ノ行政官廳ニ建議シタルトキハ其ノ寫ヲ労働大臣ニ送付スルモノトス

第十二條 委員會労働争議ノ調停又ハ仲裁ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨ヲ労働大臣ニ通知スベシ但シ労働大臣ノ請求ニ因リ之ヲ爲サントスルトキハ此ノ限りニ在ラズ

第十三條 會長委員會ノ事務ヲ行フ爲必要アリト認ムルトキハ適當ト認ムル委員又ハ職員ヲ指名シテ法第二十七條第一項ノ事務又ハ第二十九條ノ臨檢検査ヲ委囑スルコトヲ得前項ノ措置ヲ爲サントスルトキハ委員會ニ諮ルコトヲ要ス但シ急ヲ要スル場合輕易ナル事項ニ關スル場合又ハ一定ノ專案ニ付豫メ委員會ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 事務局ニハ文書ノ收發簿ヲ備付クベシ

地方労働委員會運營規程準則

第一條 委員會ハ左ノ場合其ノ都度會長之ヲ招集ス

一、労働組合法(以下法ト稱ス)第六條又ハ法第八條ノ規定ニ係ル事業ニ付都道府縣知事ヨリ附議アリタルトキ

二、法第十一條ノ規定ニ違反事實アリタル旨都道府縣知事又ハ委員ヨリ申出アリタルトキ

三、法第十五條ノ規定ニ係ル事件ニ付都道府縣知事又ハ委員ヨリ附議アリタルトキ

四、法第二十四條ノ規定ニ基キ協約當事者ノ双方又ハ一方ノ申立アリタルトキ又ハ都道府縣知事ヨリ附議アリタルトキ

五、同法施行令第三十九條第二項ノ規定ニ係ル專案ニ付都道府縣知事ヨリ附議アリタルトキ

六、其ノ他會長必要アリト認メタルトキ又ハ都道府縣知事若ハ委員ヨリ開催ノ要求アリタルトキ

都道府縣知事又ハ委員、委員會ノ招集ヲ請求セントスルトキハ附議事項及希望開催日時ヲ具シ會長ニ對シ之ヲ爲ス

會長委員會ヲ招集セントスルトキハ都道府縣知事ヨリノ請求ニ因ル場合ノ外其ノ附議事項及開催日時ヲ都道府縣知事ニ通報スベシ

第二條 會議事項ノ有無ニ拘ラズ毎月第〇曜日定例會議ヲ開キ事務ノ連絡並ニ意見ノ交換ヲ行フモノトス

第三條 委員會ハ使用者ヲ代表スル委員、労働者ヲ代表スル委員及第三者タル委員〇名以上出席スルニ非ザレバ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

出席委員中使用者ヲ代表スル委員及労働者ヲ代表スル委員同數ナラザル場合ニ於テ出席委員ヨリ要求アルトキハ期間ヲ限り決議ヲ延期スルコトヲ得

第四條 法第六條、第八條、第十五條、第二十四條及第三十三條ノ規定ニ依リ決議ヲ爲ス場合並ニ法第二十七條第二項ノ規定ニ依リ建議ノ決議ヲ爲ス場合ノ外會長ハ事案ニ依リ委員會ニ代ヘ小委員會ヲ招集スルコトヲ得此ノ場合會長ハ使用者ヲ代表スル委員及労働者ヲ代表スル委員ニ付各同數ヲ指名スルコトヲ要ス

委員ハ前項ノ規定ニ依ル會長ノ指名ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第五條 會長委員會ヲ招集セントスルトキハ緊急已ムヲ得ザル場合ノ外少クトモ三日前述ニ會議事項及日時ヲ委員ニ通知スルト共ニ都道府縣知事ニ通報スベシ

第六條 委員病氣其ノ他ノ事由ニ因リ會議ニ出席スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ事務局長宛速報スベシ委員一週間以上ノ旅行其ノ他ノ事由ニ因リ不在トナルトキハ豫メ事務局長宛連絡先ヲ通知スベシ

第七條 法第六條、第八條及第二十四條ノ規定ニ依リ都道府縣知事ヨリ附議セラレタル事項ハ特別ノ事情ナキ限り要

求アリタル日ヨリ十日以内ニ決議スベキモノトス

委員會前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ理由ヲ附シタル決議書ヲ作成シ都道府縣知事ニ送付スベシ

第八條 委員會ノ議事ニ付テハ事務局長ハ議事録ヲ作成スルモノトス

第九條 會長ハ委員會ノ決議ニ依リ評議ノ顛末又ハ意見ノ多少ヲ公表スルコトヲ得

第十條 會長ハ委員會開催ノ顛末ヲ其ノ都道府縣知事ニ報告スベシ

第十一條 法第二十七條第二項ノ規定ニ依リ他ノ行政廳ニ建議シタルトキハ其ノ寫ヲ都道府縣知事ニ送付スルモノトス

第十二條 委員會労働爭議ノ調停又ハ仲裁ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨都道府縣知事ニ通知スベシ但都道府縣知事ノ請求ニ因リ之ヲ爲サントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 會長ハ委員會ノ事務ヲ行フ爲必要アリト認ムルトキハ適當ト認ムル委員又ハ職員ヲ指名シテ法第二十七條ノ事務及第二十九條ノ臨檢検査ヲ委囑スルコトヲ得

前項ノ措置ヲ爲サントスルトキハ委員會ニ諮ルコトヲ要ス但シ急ヲ要スル場合輕易ナル事項ニ關スル場合又ハ一定ノ事案ニ付委員會ノ承認アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 事務局ニハ文書ノ收發簿ヲ備付クベシ

労働委員會の委員選出方法例について

(昭和二十一年九月十一日労働第四九四號) (勞政局長ヨリ各都道府縣知事宛)

今般、中央労働委員會の意見を徴し、別紙(一)「労働委員會の委員選出方法例」を定めたから委員會全員の改選に當つては、この方法によつて行ふのがよいと考へる。しかしながら、夫々の地方労働組合の組織事情、組合側の意向等

によつては、適宜別段の方法によるも差支へない。

今後、労働委員会の任務は一段と重大となるから、労働委員会の改組が問題となつてゐる都道府縣では右の趣旨にもとづき、速に委員会の機構を整備し、委員会運営の刷新を期せられ度い。

追て、中央においては本選出方法により、早速中央労働委員会委員の改選を行ふこととし、右選出方法例第一ノ三により概ね九月末日迄に推薦母體たり得る團體の届出をさせることとしてゐるので、若しも貴管下において推薦母體たる資格を有する團體が在れば、至急報告され度い。

尙今回の中央労働委員会の労働者代表委員の改選についてはその推薦母體の組合員數の決定は別紙(二)の基準によることとなつたから参考とせられ度い。

別紙(一)

労働委員会の委員選出方法例

第一 労働者代表委員

中央労働委員会委員

- 一、中央労働委員会の労働者代表委員の選出は以下に定める手續に依る。
- 二、候補者を推薦すべき推薦母體は全國をその組織區域とする最上級の聯合團體であつて、組合員總數十萬人以上のものとする。

全國をその組織區域とする二つ以上の最上級の聯合團體は、相互の協議に依り一推薦母體を形成することができる。但しこの場合その組合員總數は十万人以上でなければならない。

前二項において全國をその組織區域とする聯合團體とは規約上全國をその組織區域としてゐるものであつて、且つ現に全國の半數以上の都道府縣にその所屬の組合員を有する聯合團體を謂ふ。但し産業別組織のものについては當該産業の存する都道府縣中の半數以上にその所屬の組合員を有するものとする。

三、前號による推薦母體は、労働大臣の指定する日(労働組合法施行令第三十七條第四項により労働大臣が労働者代表委員の推薦の請求をなす日の概ね一ヶ月前とする)迄に

1. その團體名
2. 規約(前號第二項の推薦母體にあつては之を形成する各聯合團體の規約)
3. 代表者氏名
4. 構成團體名(構成員として聯合團體を有するものにあつては更にその所屬單位組合名を附記すること)
5. 構成團體別組合員數(構成員として聯合團體を有するものにあつては更にその所屬單位組合別組合員數を附記すること)

を労働大臣に届出なければならない。

四、前號の推薦母體は、各々組合員數五萬につき一名の割合(端數は切捨てる)を以て推薦委員を選出する。

前項の推薦委員は、その全員を以て推薦委員会を組織し、その代表者及び事務所を定めて遲滞なくこれを労働大臣に届出なければならない。

- 五、推薦委員會は各推薦母體の資格並にその所屬組合員數を確認し、各推薦母體に對してその所屬組合員數に應じて候補者數十四名を按分比例して割當て、これを労働大臣に報告しなければならない。
- 前項の報告は第三號に依り労働大臣の指定する日から四週間以内にこれを行はなければならない。
- 六、労働大臣は前號第一項による報告のあつたときは、これを審査し、適當と認めるときは直ちに労働組合法施行令第三十七條第四項により、各推薦母體に對しその割當數に應じた候補者の推薦を請求する。
- 七、前號の請求を受けた推薦母體は、各々その割當てられた數の候補者を選定し、請求のあつた日から二週間以内に労働大臣に推薦書を提出しなければならない。
- 八、前號の推薦書には、推薦母體名、その代表者氏名並びに候補者の職、氏名、年齢、住所及び經歷を記載すると共に候補者には順位を附さなければならない。
- 九、労働大臣は推薦された候補者の職、氏名、年齢、住所及び經歷を第六號により推薦の請求をした日から三週間を経過した日に公表すると共に第八號の推薦書を直に推薦委員會に送附する。
- 十、推薦委員會は前號により推薦書の送附を受けた日から二週間以内に右の推薦書にもとづき各推薦母體の割當數に應じて、委員候補者七名、豫備候補者七名を決定し、これを労働大臣に報告しなければならない。但し委員候補者を決定するに當つては、その代表する産業別の振合ひを考慮すると共に、委員候補者中官公職員、教職員及び官公營事業従業員の労働組合を代表する者は通じて二名を超えないやうにしなければならない。
- 十一、労働大臣は第九號による公表をなした日から三週間を経過した日に第十號による報告にもとづき中央労働委員會委員の委嘱をなす。

地方労働委員會委員

- 十二、地方労働委員會の労働者代表委員の選出は以下に定める手續による。
- 十三、候補者を推薦すべき推薦母體は、當該都道府縣内に存する最上級の聯合團體とする。この場合その所屬組合員數は地方長官の定めた數（原則として當該都道府縣内の組合員總數の十分の一）以上でなければならない。當該都道府縣内に存する聯合團體又は單位組合であつて、前項の聯合團體に加入してゐないものは相互の協議により、前項の組合員數以上の組合員總數を以て一推薦母體を形成することができる。
- 前二項の場合において聯合團體の組合員數は當該都道府縣内に存するその所屬單位組合の組合員名簿登録數の合計とする。
- 十四、前號による推薦母體は、都道府縣知事の指定する日（労働組合法施行令第三十七條第四項により都道府縣知事が労働者代表委員の推薦の請求をなす日の概ね一ヶ月前とする）迄に
 - 1. その團體名
 - 2. 代表者氏名
 - 3. 構成團體名（構成員として聯合團體を有するものにあつては更にその所屬單位組合名を附記すること）
 - 4. 構成團體別組合員數（構成員として聯合團體を有するものにあつては更にその所屬單位組合別組合員數を附記すること）
- を都道府縣知事に届出なければならない。
- 十五、前號の推薦母體は、その組合員數について、第十三號第一項に依り都道府縣知事の定めた數につき一名の割台

を以て推薦委員を選出する。

前項の推薦委員はその全員を以て推薦委員会を組織し、その代表者及び事務所を定めてこれを遅滞なく都道府県知事に届出なければならない。

十六、推薦委員会は各推薦母體の資格並びにその所属組合員数を確認し、各推薦母體に對してその所属組合員数に應じ候補者數十名以上二十名以内を按分比例して割當て、これを都道府県知事に報告しなければならない。前項の報告は第十四號に依り都道府県知事の指定する日から四週間以内にこれを行はなければならない。

十七、都道府県知事は前號第一項による報告のあつたときは、これを審査し、適當と認めるときは直ちに労働組合法施行令第三十七條第四項により各推薦母體に對しその割當數に應じた候補者の推薦を請求する。

十八、前號の請求を受けた推薦母體は、各々その割當てられた數の候補者を選定し、請求のあつた日から二週間以内に都道府県知事に推薦書を提出しなければならない。

十九、前號の推薦書には、推薦母體は、その代表者氏名並に候補者の職、氏名、年齢、住所及び經歷を記載しなければならない。

二十、都道府県知事は推薦された候補者の職、氏名、年齢、住所及び經歷を第十七號により推薦請求をした日から三週間を経過した日に公表すると共に、その都道府県内に存する單位組合に對して右の候補者に對する推薦投票を請求する。この請求は公報又は新聞紙上の掲載によつて行ふことができる。

二十一、投票権を有する單位組合は前號の請求のあつた日迄に設立の届出のあつたものに限る。

前項の單位組合は公表せられた候補者中より候補者一名を選定しその氏名を記した投票書を前號による投票請求のあつた日から二週間以内に都道府県知事に提出しなければならない。

各單位組合は投票すべき候補者の選定につき責任を以て民主的にこれを行はなければならない。

第二項の投票書には組合名、その代表者氏名及びその所属組合員数を必ず明記しなければならない。

前項の組合員数は當該組合の組合員名簿登録數による。

二十二、都道府県知事は前號による投票書を直に推薦委員会に送附する。

推薦委員会は前項により投票書の送附を受けたときは直ちに右の投票書にもとづき、得票數の順位に従ひ、委員候補者五名、豫備候補者五名を決定し、その氏名及び得票數を都道府県知事に報告しなければならない。

二十三、前號の得票數は、投票をなした組合の組合員總數百人未満の場合は一票、百人以上の場合には百人につき一票の割合で計算し、百人未満の端數は切捨てる。

二十四、故意により組合員名簿に不正の登録があつた場合には、その組合の投票は無効とする。

二十五、推薦委員会が第二十二號により委員候補者を決定するに當つては、産業別の振合ひを考慮すると共に、委員候補者中官公職員、教職員及び官公營事業従業員の労働組合を代表する者は通じて一名を超えないやうにしなければならない。

第二 使用者代表委員

中央労働委員会委員

- 一、中央労働委員会の使用者代表委員を委嘱しようとするときは、労働大臣は労働組合法施行令第三十七條第四項により、経済團體聯合委員会に對し委員候補者七名、豫備候補者七名を推薦すべきことを請求する。
- 二、経済團體聯合委員会は前號の請求を受けたときは、関東經營者協會その他の使用者團體と協議して推薦すべき委員候補者及び豫備候補者を選定し、請求のあつた日から二週間以内に各候補者の職、氏名、年齢、住所及び経歴を記載した推薦書を労働大臣に提出しなければならない。
- 三、経済團體聯合委員会が前號により候補者を選定するに當つては、産業別の振合ひを考慮しなければならない。
- 四、労働大臣は第二號による推薦書の提出を受けたときは、第一號の請求をした日から三週間を経過した日に、委員候補者の職、氏名、年齢、住所及び経歴を公表し、公表した日から三週間を経過した日に中央労働委員会委員の委嘱をなす。

地方労働委員会委員

- 五、地方労働委員会の使用者代表委員を委嘱しようとするときは、都道府縣知事は労働組合法施行令第三十七條第四項により、當該都道府縣の商工經濟會に對し委員候補者五名、豫備候補者五名を推薦すべきことを請求する。
- 六、商工經濟會は前號の請求を受けたときは、その都道府縣に他の使用者團體が存する場合には之と協議して推薦すべき委員候補者及び豫備候補者を選定し請求のあつた日から二週間以内に各候補者の職、氏名、年齢、住所及び経歴を記載した推薦書を提出しなければならない。
- 七、商工經濟會が前號により候補者を選定するに當つては、産業別の振合ひを考慮しなければならない。

八、都道府縣知事は第三號による推薦書の提出を受けたときは、第一號の請求をした日から三週間を経過した日に委員候補者の職、氏名、年齢、住所及び経歴を公表し、公表をした日から三週間を経過した日に地方労働委員会委員の委嘱をなす。

第三 第三者委員

中央労働委員会委員

- 一、中央労働委員会の第三者委員を委嘱しようとするときは、労働大臣は委員候補者十名以上を選定して、使用者代表委員及び労働者代表委員にこれを提示する。
- 二、候補者の中使用者代表委員及び労働者代表委員双方の同意のあつた者七名を中央労働委員会委員に委嘱する。
地方労働委員会委員
- 三、委員数を五名とするの外は中央労働委員会委員の場合に準ずる。

別紙 二

中央労働委員会労働者代表委員の
推薦母體の組合員數決定基準

- 一、構成團體の所屬の確定
- 1. 推薦母體の届出には、その構成團體の所屬を證する書面（組合の正規の機關により正規の手續きによつて加入

することを決定し、組合代表者より提出したる正式の加入申込書の寫とするを添附すること。
2. 二以上の上級團體に加入せるものは、本選出につき、いづれの團體に屬して行ふかを組合の正規の機關及手續により決定せしめること。

二、組合員數の決定

1. 原則として組合員名簿の登録數によること。
2. 組合名簿の加除訂正を行はず不備となつてゐるものにあつては、組合費納入の人員とすること。
3. 前二項の數は、九月十日現在によること。

附
錄

労働基準法	職業安定法
失業手當法	失業保險法

ポツダム米、英、中、三國宣言 (一九四五年七月二十六日)

- 一、吾等合衆國大統領、中華民國主席及グレート・ブリテン國總理大臣ハ吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ對シ今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ與フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル數倍ノ增強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰爭ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、驟起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スルドイツ國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ對シ集結シツツアル力ハ抵抗スルナチスニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全ドイツ國人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタル力ニ比シ測リ知レザル程更ニ強大ナルモノナリ、吾等ノ決意ニ支持セララルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スベク又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スベシ
- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引續キ統御セララルベキカ又ハ理性ノ經路ヲ日本國ガ履ムベキカヲ日本國ガ決定スベキ時期ハ到來セリ
- 五、吾等ノ條件ハ左ノ如シ
- 吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ右ニ代ル條件存在セズ吾等ハ遲延ヲ認ムルヲ得ズ
- 六、吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セララルニ至ル迄ハ平和及安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張

スルモノナルヲ以テ日本國々民ヲ欺滿シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ

七、右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本國ノ戰爭遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アル迄ハ聯合國ノ指定スベキ日本國領域内ノ諸地點ハ吾等ノ茲ニ指示スル根本的目的ノ達成ヲ確證スル爲占領セラレベシ

八、カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルベク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラレベシ

九、日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ營ムノ機會ヲ得シメラレベシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ嚴重ナル處罰ヲ加ヘラルベシ

日本國政府ハ日本國々民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベク、言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラレベシ

十一、日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ、但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ、右ノ目的ノ爲原料ノ入手(其ノ支配トハ之ヲ區別ス)ヲ許可サルベシ

日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ

十二、前記諸目的ガ達成セラレ且日本國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラ

ルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラレベシ

十三、吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス

右以外ノ日本國ノ選擇ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

日本の労働組合に関する原則

(一九四六年十二月六日に極東委員会に於て行われた決定)

一、日本労働者は労働条件を保全し改善し、この目的のためにする産業上の交渉に参加し、且つまた平和的、民主的、日本を建設する上に組織的に参加することを含めての、労働者の正当な労働組合上の利益に資する目的を以つて、労働組合を組織することを奨励されるべきである。

二、右の諸目的のため労働組合及びその組合員が組織する権利は法律によつて保障されるべきである。労働者が労働組合に加入する自由は法律によつて規定されるべきである。労働組合が右の諸目的を達成せんとすることを阻害する一切の法規は即時廢止されるべきである。使用者は労働者が労働組合の一員たるの故をもつて之が雇傭を拒み又は之に對し差別待遇をなすことを禁止されるべきである。

三、労働組合はなんらの差別待遇なく自由な集會、言論、出版ならびに放送施設利用の権利を有すべきである。たゞしかゝる集會、言論又は文書が直接に占領の利益を阻害しない場合にかぎる。

四、労働組合は雇傭条件についてその組合員のため使用者と交渉することを奨励されるべきである。日本政府は労働者又はその代表者と使用者との間において直接、任意的の交渉により解決することを得ざりし産業争議を處理するた

め調停及び仲裁機關を設くべきである。

調停及び仲裁機關は労働者の利益の保護を確保する条件のもとに之を運営すべきであり、且つ使用者が右の機關において代表されるときは労働組合も同等の代表権を與へらるべきである。

五、ストライキ及びその他の作業停止は占領軍當局が占領の目的又は必要を直接阻害する虞れがあると認める場合にのみ禁止されるべきである。

六、労働組合は政治活動に参加しまた政黨を支持することを許さるべきである。

七、労働組合及びその役員が日本の民主化過程においてまた軍國主義的及び獨占的慣行の排除といふが如き占領目的を達成するためとられる措置において組織的に参加するよう奨励されるべきである。たゞしかゝる参加奨励にあつては、組合員と組合の利益の保護のため組合を組織するといふ組合とその役員の主たる義務と責任の達成を阻害せざるようにさるべきである。

八、労働組合は成人教育を促進し且つ民主化過程と労働組合の組合員間に於ける慣行及び目的とその理解とを深めることを奨励されるべきである。

日本政府は他國における労働組合活動に関する情報を得ることに於いてできるだけ労働組合を援助すべきである。これらの目的には紙の配給割當及び外國の刊行物の輸入の際相當重要度を與ふべきである。

九、日本人はその組合の組織に當つてはそれが職業、産業會社、工場を基礎とすると乃至は地域を基礎とするとを問はず組織形態を選ぶは自由たるべきである。日本における將來の労働組合活動のために鞏固な地方的基礎の重要性に重きをおかるべきである。たゞし組合は例えば同一地域若しくは關係産業において又は全國的基礎において聯合又

はその他の結合體をつくることを許さるべきである。

十、労働組合の結成は労働者自身から起る民主的自已表現と創意の過程たるべきである。使用者は組合の組織若しくは行爲に参加し又は之れに財政的援助をなすことを許さるべきではない。

十一、労働組合の役員及び常任委員會は關係労働者により無記名投票と民主的方法によつて選出さるべきである。一切の役員が所定の期間において民主的に選出されることならびにその一切の活動が民主的に行はれることを確保するは組合の責任たるべきである。

十二、一九四六年一月四日の追放令又はその後の追放令に該當する人物は労働組合内の地位につくことを許さるべきではない。過去において責任ある資格をもつて労働組合の組織又は活動について妨害又は抑壓に直接關係した一切の人物は組合の役員として、職業紹介機關において又は斡旋者、調停者若しくは仲裁者として職務につくことを禁止さるべきである。

かつて政府の後援又は管理する労働組合において役職についた一切の者は再び役職につくことを許される前に資格審査にかけらるべきである。

十三、自由な労働組織及び正當な労働組合活動を阻害する目的をもつて又は阻害するが如き方法をもつて設置され若しくは運営された日本政府の機關その他の機關は廢止され又は労働に關するその権限は取消さるべきである。警察その他の政府の機關は労働者を監視し、ストライキを破り又は正當な組合活動を抑壓することに從事することは出來なす。

十四、愛國的産業團體の如き非民主的労働者團體又はその加盟團體は全て解散され復活することを許さるべきではない。

五、軍國主義的、超國家主義的、ファシスト的その他全體主義的目的をもつたいかなる新たな労働者團體も許さるべきではない。

十五、労働組合その他の労働團體に關聯する活動又は「危険思想」の故をもつて拘禁された人物は釋放さるべきである。

十六、各労働組合の大口寄附を含む貸借對照表及び收支決算表は公の検査に供さるべきである。記載の正確を確保するため組合員によつて任命された専門的に權限ある會計検査員による年次検査の如き措置が講ぜらるべきである。

マッカーサー元帥の幣原新首相に對する見解 (一九四五、一〇、一二)

本日新首相幣原男爵が總司令部にマッカーサー元帥を訪問した際最高司令官は特に次の様な見解を表明した。

「ポツダム宣言の達成によつて日本國民が數世紀に亘り隷屬させられて來た傳統的社會秩序が變改されるであらう、このことは當然憲法の自由主義化を包含する、國民は其の日常生活に對する官憲の秘密搜索に依つて事實上精神的奴隸制度におかれて居たが斯る一切の秘密搜索及び思想言論信教の自由を抑壓せんとする一切の制限から解放せられねばならない、政府の如何なる名目に依るを問はず能率増進を口實に大衆を組織化することは止めなければならぬ之等條件の履行に當り並びにその企圖する目的を達成するため余は貴下が速かに日本の社會秩序に次の改革を實行しこれを同化させるよう期待する

(一) 参政權の賦與による日本婦人の解放—日本婦人は政治體の一員たることによつて家庭の福祉に直接役立つ新しい政府概念を日本に招來するであらう

(二) 労働組合結成の促進—搾取と酷使から労働者を保護し且つ生活水準向上のため有力な發言權を得る爲の威信を獲得し又兒童労働の如き弊害を矯正するに必要な措置を構ることが肝要であらう

(三) 學校教育の自由化—國民が事實の認識に基く知識を將來制度の基調とし又政府が國民の主ではなくむしろ下僕となるような組織の理解から利益を得る様にしなければならぬ

(四) 秘密搜索と虐待によつて絶えず國民に脅怖感を與へて居た諸制度の廢止—この代りに獨斷且つ不公正な手段から國民を守る爲に正義に基く組織が置きかえられるべきである

(五) 所得の廣汎な分配と生産手段及び取引手段の所有を保證する方法の發達によつて獨占的産業統制に變革を加へる爲に、日本の經濟組織を民主化すること

直接の行政分野において元帥は國民の住宅、食料、衣料に關する政府の活潑にして果敢な行爲の必要を強調した。

労働基準法

(昭和二十二年四月五日)
法律第四九號

第一章 総 則

(労働条件の原則)

第一條 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の當事者はこの基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととより、その向上を圖るよう努めなければならない。

(労働条件の決定)

第二條 労働条件は、労働者と使用者が、對等の立場において決定すべきものである。労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠實に各々その義務を履行しなければならない。

(均等待遇)

第三條 使用者は、労働者の国籍、信條又は社會的身分を理由と

して、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(男女同一賃金の原則)

第四條 使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。

(強制労働の禁止)

第五條 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身體の自由を不當に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六條 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(公民権行使の保障)

第七條 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、權利の

行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

(適用事業の範圍)

第八條 この法律は、左の各號の一に該當する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事用人については適用しない。

- 一 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の變造の事業(電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む。)
- 二 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業
- 六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

七 動物の飼育又は水産植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業

- 八 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 九 金融、保險、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
- 十 映畫の製作又は映寫、演劇その他興業の事業
- 十一 郵便、電信又は電話の事業
- 十二 教育、研究又は調査の事業
- 十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯樂場の事業
- 十五 焼却、清掃又は、と殺の事業
- 十六 前各號に該當しない官公署
- 十七 その他命令で定める事業又は事務所

(定義)

第九條 この法律で労働者とは、職業の種類を問はず、前條の事業又は事務所(以下事業という。)に使用される者で、賃金を支拂われる者をいう。

第十條 この法律で使用者とは、事業主又は事業の經營擔當者その他その事業の労働者に關する事項について、事業主のために行爲をするすべての者をいう。

第十一條 この法律で賃金とは、賃金、給料、手當、賞與その他名稱の如何を問わず、労働の對價として使用者が労働者に支拂うすべてのものをいう。

第十二條 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の發生した日以前三箇月間にその労働者に對し支拂われた賃金の總額を、その期間の總日數で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各號の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出來高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の總額をその期間中に労働した日數で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の總額をその期間の總日數で除した金額と前號の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各號の一に該當する期間がある場合においては、その日數及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の總額から控除する。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のために休業した期間
- 二 産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間
- 三 使用者の實に請すべき事由によつて休業した期間
- 四 試の使用期間

第一項の賃金の總額には、臨時に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支拂われる賃金並びに通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範圍に屬しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支拂われる場合、第一項の賃金の總額に算入すべきものの範圍及び評價に關し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、労働に關する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、労働に關する主務大臣の定めるところによる。

第二章 労働契約

(この法律違反の契約)

第十三條 この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(契約期間)

第十四條 労働契約は、期間の定めないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものの外は、一年を超える期間について締結してはならない。

(労働条件の明示)

第十五條 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に對して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

前項の規定によつて明示された労働条件が事實と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に歸郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(賠償豫定の禁止)

第十六條 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を豫定する契約をしてはならない。

(前借金相殺の禁止)

第十七條 使用者は、前借金その他労働することを條件とする前借金の債権と賃金を相殺してはならない。

(強制貯金)

第十八條 使用者は、労働契約に附隨して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。

使用者は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理しようとする場合においては、保管及び返還の方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

(解雇制限)

第十九條 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一條の規定によつて打切補償を支拂う場合又は天災事變その他やむを得ない事由のために事業の繼續が不可能となつた場合において

ては、この限りでない。

前項但書後段の場合においては、その事由について行政官廳の認定を受けなければならない。

(解雇の預告)

第二十條 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその預告をしなければならない。三十日前に預告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支拂わなければならない。但し、天災事變その他やむを得ない事由のために事業の繼續が不可能となつた場合又は労働者の實に歸すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。前項の預告の日数は、一日について平均賃金を支拂つた場合においては、その日数を短縮することができる。

前條第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一條 前條の規定は、左の各號の一に該當する労働者については適用しない。但し、第一號に該當する者が一箇月を超えて引き續き使用されるに至つた場合、第二號若しくは第三號に該當する者が所定の期間を超えて引き續き使用されるに至つた場合又は第四號に該當する者が十四日を超えて引き續き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- 一 日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

(使用證明)

第二十二條 労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位及び賃金について證明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

前項の證明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

使用者は、豫め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の國籍、信條、社會的身分若しくは労働組合運動に關する通信をし、又は第一項の證明書に秘密の記號を記入してはならない。

(金品の返還)

第二十三條 使用者は、労働者の死亡又は退職の場合において、權利者の請求があつた場合においては、七日以内に賃金を支拂い、積立金、保證金、貯蓄金その他名稱の如何を問はず、労働

者の權利に關する金品を返還しなければならない。

前項の賃金又は金品に關して争がある場合においては、使用者は、異議のない部分を、同項の期間中に支拂い、又は返還しなければならない。

第三章 賃 金

(賃金の支拂)

第二十四條 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支拂わなければならない。但し、法令又は労働協約に別段の定めがある場合においては、賃金の一部を控除し、又は通貨以外のものを支拂うことができる。

賃金は、毎月一回以上、一定の期間を定めて支拂わなければならない。但し、臨時に支拂われる賃金、賞與その他これに準ずるもので命令で定める賃金については、この限りでない。

(非常時拂)

第二十五條 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他命令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支拂期日前であつても、既往の労働に對する賃金を支拂わなければならない。

(休業手當)

第二十六條 使用者の實に歸すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中當該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手當を支拂わなければならない。

(出來高拂制の保障給)

第二十七條 出來高拂制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時間に應じ一定額の賃金の保障をしなければならない。

(最低賃金)

第二十八條 行政官廳は、必要であると認める場合においては、一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる。

第二十九條 最低賃金に關する事項を審議させるために、中央賃金委員會及び地方賃金委員會を置く。

賃金委員會には、必要に應じ、一定の事業又は職業について専門委員會を置くことができる。

賃金委員會の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同數を委嘱する。但し、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、

關係者の推薦に基いて委嘱する。

この法律で定めるものの外、賃金委員会に關し必要な事項は、命令で定める。

第三十條 行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、豫め賃金委員会の調査及び意見を求めなければならない。前項の場合、賃金委員会は、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官廳に提出しなければならない。

行政官廳は、前項の意見について公聽會を開いた後に、賃金委員会及び公聽會の意見に基いて、最低賃金を定めなければならない。

地方行政官廳が最低賃金を定めようとする場合においては、前三項の規定による手續を経た後に、労働に關する主務大臣の承認を受けなければならない。

賃金委員会は、必要であると認める場合においては、賃金に關する事項について行政官廳に建議することができる。

第三十一條 最低賃金が定められた場合においては、使用者は、その金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。但し、左の場合においては、この限りでない。

- 一 精神又は身體の障害により著しく労働能力の低下な者について、行政官廳の認定を受けた場合
- 二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合
- 三 試の使用期間中の者又は所定労働時間の特に短い者について、行政官廳の許可を受けた場合

第四章 労働時間、休憩、休日及び 年次有給休暇

(労働時間)

第三十二條 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。

使用者は、就業規則その他により、四週間で平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第三十三條 災害その他避けることのできない事由によつて、臨

時の必要がある場合においては、使用者は、行政官廳の許可を受けて、その必要の限度において前條又は第四十條の労働時間を延長することができる。但し、事態急迫のために行政官廳の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官廳がその労働時間の延長を不適當と認める場合においては、その後、その延長時間に相當する休憩又は休日と與へるべきことを命ずることができる。

公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、第八條第十六號の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前條若しくは第四十條の労働時間を延長し、又は第三十五條の休日に労働させることができる。

(休憩)

第三十四條 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては、少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては、少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に與へなければならない。

前項の休憩時間は、一せいに與へなければならない。但し、行政官廳の許可を受けた場合においては、この限りでない。

使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

(休日)

第三十五條 使用者は、労働者に對して、毎週少くとも一回の休日を與へなければならない。

前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を與へる使用者については適用しない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六條 使用者は、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官廳に届け出た場合においては、第三十二條若しくは第四十條の労働時間又は前條の休日に關する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七條 使用者が、第三十三條若しくは前條の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支拂わなければならない。

前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

（時間計算）

第三十八條 労働時間は事業場を異にする場合においても、労働時間に關する規定の適用については通算する。

坑内労働については、労働者が坑口に入つた時刻から坑口を出た時刻までの時間を、休憩時間を含め労働時間とみなす。但し、この場合においては、第三十四條第二項及び第三項の休憩に關する規定は適用しない。

（年次有給休暇）

第三十九條 使用者は、一年間繼續勤務した全労働日の八割以上

出勤した労働者に對して、繼續し、又は分割した六労働日の有給休暇を與えなければならない。

使用者は、一年以上繼續勤務した労働者に對しては、一年を超える繼續勤務年数一年について、前項の休暇に一労働日を加算した有給休暇を與えなければならない。但し、この場合においては、總日数が二十日を超える日数については有給休暇を與えることを要しない。

使用者は、前二項の規定による有給休暇を労働者の請求する時期に與えるとともに、その期間について平均賃金を支拂わなければならない。但し、請求された時期に有給休暇を與えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを與へることができる。

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び産前産後の女子が第六十五條の規定によつて休業した期間は、第一項の規定の適用については、これを出勤したものと同みなす。

（労働時間及び休憩の特例）

第四十條 第八條第四號、第五號及び第八號乃至第十七號の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あ

るものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二條の労働時間及び第三十四條の休憩に關する規定について、命令で別段の定をすることができる。

前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

（適用の除外）

- 第四十一條 この章及び第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、左の各號の一に該當する労働者については適用しない。
- 一 第八條第六號又は第七號の事業に従事する者
 - 二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者、又は機密の事務を取り扱う者
 - 三 監視又は斷續的労働に従事する者で使用者が行政官廳の許可を受けた者

第五章 安全及び衛生

（危害の防止）

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは

材料又はガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保温、防濕、防塵、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條 労働者は、危害防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

（安全装置）

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、豫め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、變更し、又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安

全装置は、命令で定める。

(性能検査)

第四十七條 前二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に關する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

(有害物の製造禁止)

第四十八條 黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販賣し、輸入し、又は販賣の目的で所持してはならない。

(危険業務の就業制限)

第四十九條 使用者は、経験のない労働者に、運転中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運転中の機械又は動力傳導装置に調帯又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運転をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範囲、経験及び技能は、命令で定める。

(安全衛生教育)

第五十條 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に對して、當該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(病者の就業禁止)

第五十一條 使用者は、傳染性の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかかつた者については、就業を禁止しなければならない。

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、命令で定める。

(健康診断)

第五十二條 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、醫師に労働者の健康診断をさせなければならない。

使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望しない労働者は、他の醫師の健康診断を求めて、その結果を證明する書面を使用者に提出しなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基いて、就業の場所又

は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数、は、命令で定める。

(安全管理者及び衛生管理者)

第五十三條 一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

前項の事業の種類及び規模並びに安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に關する事項は、命令で定める。

行政官廳が必要であると認める場合においては、使用者に對して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることがある。

(監督上の行政措置)

第五十四條 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物又は設備を設置し、移轉し、又は變更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基いて發する命令で定める危害防止等に關する基準に則り定められた計畫を、工事着手十四日前までに、行政官廳に届け出なければ

ばならない。

行政官廳は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計畫の變更を命ずることができる。

第五十五條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、行政官廳は、使用者に對して、その全部又は一部の使用の停止、變更その他必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において、行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

第六章 女子及び年少者

(最低年齢)

第五十六條 満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八條第六號乃至第十七號の事業

に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官廳の許可を受けて、満十二歳以上の児童をその者の修學時間外に使用することができる。但し、映畫の製作又は演劇の事業については、満十二歳に満たない児童についても同様である。

(年少者の證明書)

第五十七條 使用者は、満十八歳に満たない者について、その年齢を證明する戸籍證明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前條第二項の規定によつて使用する児童については、修學に差し支えないことを證明する學校長の證明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八條 親権者又は後見人は未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官廳は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、將來に向つてこれを解除することができる。

働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

(深夜業)

第六十二條 使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六歳以上の男子については、この限りでない。

労働に關する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によつて労働させる事業については、行政官廳の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三條第一項の規定によつて労働時間を延長する場合又は第八條第六號、第七號、第十三號、第十四號及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四號の事業に使用される満十八歳に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六條第二項本文の規定に

第五十九條 未成年者は、獨立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は未成年者の賃金を代つて受け取つてはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第六十條 第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條の規定は、満十八歳に満たない者については、これを適用しない。

第五十六條第二項の規定によつて使用する児童については、第三十二條第一項の労働時間は、修學時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二條第一項の規定にかかわらず、満十五歳以上(第五十六條第一項但書に規定する満十四歳以上を含む。)で満十八歳に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一條 使用者は、満十八歳以上の女子については、第三十條の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働

によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三條 使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を第四十九條の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆發性、發火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を發散する場所又は高温若しくは高壓の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八歳以上の女子に、これを準用することができる。

第二項に規定する業務の範圍及び前項の一定の業務の範圍は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十四條 使用者は、満十八歳に満たない者又は女子を坑内で

労働させてはならない。

(産前産後)

第六十五條 使用者は、六週間以内に出産する豫定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について醫師が支障ないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に轉換させなければならない。

(育児時間)

第六十六條 生後滿一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四條の休憩時間の外一日二回各々少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

(生理休暇)

第六十七條 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、

法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。

前項の規定に基いて發する命令においては、その必要の限度で、第十四條の契約期間、第二十四條の賃金の支拂、第三十一條の最低賃金並びに第四十九條及び第六十三條の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができ

る。

第七十一條 使用者は、前條の規定に基いて發する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、豫めその員數、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支拂方法を定めて行政官廳の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規定する認可に基いて労働者を雇入れた場合においては、行政官廳に届け出て、技能を習得する者であることとの證明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

第七十二條 前二條の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九條第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を與えなければならない。

第七十三條 第七十條及び第七十一條の規定の適用を受ける労働

その者を就業させてはならない。

前項の業務の範圍は、命令で定める。

(歸郷旅費)

第六十八條 滿十八歳に滿たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に歸郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、滿十八歳に滿たない者又は女子がその實に歸すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官廳の認定を受けたときは、この限りでない。

第七章 技能者の養成

(徒弟の弊害排除)

第六十九條 使用者は、徒弟、見習、養成工その他名稱の如何を問はず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に關係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第七十條 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方

者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の條件に反した場合においては、行政官廳は、第七十一條の認可を取り消すことができる。

第七十四條 第七十條の規定に基いて發する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、關係ある労働者を代表する者、關係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各々同數を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に關し必要な事項は命令で定める。

第八章 災害補償

(療養補償)

第七十五條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

前項に規定する業務上の疾病及び療養の範圍は、命令で定める。

(休業補償)

第七十六條 労働者が前條の規定による療養のため、労働することができないために、賃金を受けない場合においては、使用者は、労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

(障害補償)

第七十七條 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身體に障害が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に應じて、平均賃金に別表第一に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

(休業補償及び障害補償の例外)

第七十八條 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかかり、且つ使用者がその過失について行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

(遺族補償)

第七十九條 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に對して平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

ない。

(他の法律との關係)

第八十四條 補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相當する保険給付を受けるべき場合においては、その價額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相當する給付を受けるべき場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

使用者は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その價額の限度において民法による損害賠償の責を免れる。

(審査及び仲裁)

第八十五條 業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の實施に關して異議のある者は、行政官廳に對して、審査又は事件の仲裁を請求することができる。

行政官廳は、必要があると認める場合においては、職權で審査又は事件の仲裁をすることができる。
行政官廳は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合

(葬祭料)

第八十條 労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、葬祭を行う者に對して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならない。

(打切補償)

第八十一條 第七十五條の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

(分割補償)

第八十二條 使用者は、支拂能力のあることを證明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合においては、第七十七條又は第七十九條の規定による補償に替へ、平均賃金に別表第二に定める日数を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

(補償を受ける權利)

第八十三條 補償を受ける權利は、労働者の退職によつて變更されることはない。
補償を受ける權利は、これを讓渡し、又は差し押えてはなら

ない。

においては、醫師に診断又は検案をさせることができる。

第一項の規定による審査又は仲裁の請求及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(労働者災害補償審査委員會)

第八十六條 前條の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償審査委員會の審査又は仲裁を請求することができる。

この法律による災害補償に關する事項について、民事訴訟を提起するには、労働者災害補償審査委員會の審査又は仲裁を経なければならない。

労働者災害補償審査委員會の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同数を委嘱する。

前三項に定めるものの外、労働者災害補償審査委員會に關し必要な事項は、命令で定める。

(請負事業に關する例外)

第八十七條 事業が數次の請負によつて行われる場合においては、災害補償については、その元請負人を使用者とみなす。

前項の場合、元請負人が書面による契約で下請負人に補償を
引き受けさせた場合においては、その下請負人もまた使用者と
する。但し、二人以上の下請負人に、同一の事業について重複
して補償を引き受けさせてはならない。

前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合において
は、補償を引き受け下請負人に對して、まず催告すべきこと
を請求することができる。但し、その下請負人が破産の宣告を
受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。

(補償に関する細目)

第八十八條 この章に定めるものの外、補償に関する細目は、命
令で定める。

第九章 就業規則

(作成及び届出の義務)

第八十九條 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事
項について就業規則を作成し、行政官廳に届け出なければなら
ない。これを變更した場合においても同様である。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者
を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時

轉換に関する事項

- 二 賃金の決定、計算及び支拂の方法、賃金の締切及び支拂の
時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項

- 四 退職手當その他の手當、賞與及び最低賃金額の定をする場
合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負擔をさせる定をする場
合においては、これに関する事項

- 六 安全及び衛生に関する定をする場合においては、これに關
する事項

- 七 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定をする場合にお
いては、これに関する事項

- 八 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程
度に関する事項

- 九 前各號の外、當該事業場の労働者のすべてに適用される定
をする場合においては、これに関する事項

使用者は、必要がある場合においては、賃金、安全及び衛生
又は災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項については、
各々別に規則を定めることができる。

(作成の手續)

第九十條 使用者は、就業規則の作成又は變更について、當該事
業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合におい
てはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない
場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなけ
ればならない。

使用者は、前條第一項の規定により届出をなすについて、前
項の意見を記した書面を添附しなければならない。

(制裁規定の制限)

第九十一條 就業規則で、労働者に對して減給の制裁を定める場
合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半
額を超え、總額が一賃金支拂期における賃金の總額の十分の一
を超えてはならない。

(法令及び労働協約との關係)

第九十二條 就業規則は、法令又は當該事業場について適用され
る労働協約に反してはならない。

行政官廳は、法令又は労働協約に抵觸する就業規則の變更を
命ずることができる。

(効力)

第九十三條 就業規則で定める基準に達しない労働條件を定める
労働契約は、その部分については無効とする。この場合におい
て無効となつた部分は、就業規則で定める基準による。

第十章 寄宿舎

(寄宿舎生活の自治)

第九十四條 使用者は、事業の附屬寄宿舎に寄宿する労働者の私
生活の自由を侵してはならない。

使用者は、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員
の選任に干渉してはならない。

(寄宿舎生活の秩序)

第九十五條 事業の附屬寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、
左の事項について寄宿舎規則を作成し、行政官廳に届け出なけ
ればならない。これを變更した場合においても同様である。

- 一 起床、就寝、外出及び外泊に関する事項
- 二 行事に関する事項
- 三 食事に關する事項
- 四 安全及び衛生に關する事項
- 五 建設物及び設備の管理に關する事項

使用者は、前項第一號乃至第四號の事項に關する規定の作成又は變更については、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

使用者は、第一項の規定により届出をなすについて、前項の同意を證明する書面を添附しなければならない。

使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は、寄宿舎規則を遵守しなければならない。

(寄宿舎の設備及び安全衛生)

第九十六條 使用者は、事業の附屬寄宿舎について、換氣、採光、照明、保温、防濕、清潔、避難、定員の收容、就寢に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

使用者が前項の規定によつて講ずべき措置の基準は、命令で定める。

第十一章 監督機關

(監督組織)

第九十七條 この法律を施行するために、労働に關する主務省に労働基準局を、各都道府縣に都道府縣労働基準局を、各都道府

縣管内に労働基準監督署を置く。

労働に關する主務大臣が必要であると認める場合においては、數箇の都道府縣労働基準局を管轄する地方労働局を置くことができる。

地方労働局、都道府縣労働基準局及び労働基準監督署は、労働に關する主務大臣の直接の管理に屬する。

労働基準局の職員は、定員並びに地方労働局、都道府縣労働基準局及び労働基準監督署の位置、名稱、管轄區域及び職員の設定は、命令で定める。

第九十八條 この法律の施行及び改正に關する事項を審議するため、労働に關する主務省及び都道府縣労働基準局に労働基準委員會を置く。

労働基準委員會は、労働に關する主務大臣及び都道府縣労働基準局長の諮問に應ずるの外、労働條件の基準に關して關係行政官廳に建議することができる。

労働基準委員會の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官廳が各々同數を委屬する。

前三項に定めるものの外、労働基準委員會に關し必要な事項

は、命令で定める。

第九十九條 労働基準局、地方労働局、都道府縣労働基準局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くの外、命令で定める必要な職員を置くことができる。

労働基準局長、地方労働局長、都道府縣労働基準局長及び労働基準監督署長は、労働基準監督官を以てこれに充てる。

労働基準監督官の資格及び任免に關する事項は、命令で定める。

労働基準監督官を罷免するには、命令で定める労働基準監督官分限委員會の同意を必要とする。

第一百條 労働基準局長は、労働に關する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府縣労働基準局長を指揮監督し、労働基準に關する法令の制定改廢、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準委員會、中央賃金委員會、技能者養成委員會及び労働基準監督官分限委員會に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

地方労働局長は、労働基準局長の指揮監督を受けて、管内の都道府縣労働基準局長を指揮監督し、監督方法の調整に關する

事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

都道府縣労働基準局長は、労働基準局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整、労働基準委員會、地方賃金委員會及び労働者災害補償審査委員會に關する事項その他この法律の施行に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

労働基準監督署長は、都道府縣労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律に基く臨檢、尋問、許可、認可、認定、審査、仲裁その他この法律の實施に關する事項を掌り、所屬の官吏を指揮監督する。

労働基準局長、地方労働局長及び都道府縣労働基準局長は、下級官廳の權限を自ら行い、又は所屬の労働基準監督官をして行わせることができる。

(労働基準監督官の權限)

第一百一條 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附屬建築物に臨檢し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に對して尋問を行うことができる。

醫師たる労働基準監督官は、就業の禁止をなすべき疾病にかつた疑のある労働者の檢診をすることができる。